

ルール石炭鉱業の展開とプロイセン鉱業法(完)

川 本 和 良

まえおき

I 修正クレーフェ・マルク鉱業条令とルール石炭鉱業の状態——第十六巻第五・六合併号——

II 『三月前期』ルール石炭鉱業の展開と修正クレーフェ・マルク鉱業条令——第十七巻第二号——

III 鉱業法の改革過程とプロイセン一般鉱業法——以下本号——

IV 『三月後期』ルール石炭鉱業展開の帰結

III 鉱業法の改革過程とプロイセン一般鉱業法

『三月革命』期に進行を開始した鉱業法改革は五一年以降の一連の改革立法を経て六五年のプロイセン一般鉱業法に結実したのであるが、この間の経過を表示したのが第一六表⁽¹⁾である。以下鉱業法改革過程を考察していくに当り、問題の焦点をつぎの三点に定めたいと思う。(1)修正クレーフェ・マルク鉱業条令が[A]鉱山賃租規定、[B]鉱山行政、とくに『監督原則』規定、[C]鉱山共有組合および坑夫共済組合に関する規定、の三点においていかなる改革を蒙り、(2)それらが資本の展開にたいしてどのような機能を果たしたか、(3)そのさい、基礎過程の実態、お

第16表 プロイセン一般鉱業法に至るまでの鉱業法改革過程

1. Gesetz vom 12. Mai 1851 über die Verhältnisse der Miteigentümer eines Bergwerks.〔以下、51年共有者法と略す〕。
2. Gesetz vom 12. Mai 1851 über die Besteuerung der Bergwerke.〔51年鉱山課税法と略す〕。
3. Gesetz vom 10. April 1854 betr. die Vereinigung der Berg-, Hütten- und Salinen-Arbeiter in Knappschaften.〔54年坑夫共済組合法と略す〕。
4. Gesetz vom 23. März 1856 über die Bestrafung unbefugter Gewinnung oder Aneignung von Mineralien.〔鉱物無権利者採掘罰則法と略す〕。
5. Gesetz vom 21. Mai 1860, die Aufsicht der Bergbehörden über den Bergbau und das Verhältnis der Berg- und Hüttenarbeiter betreffend— kurzweg gewöhnlich Freizügigkeitsgesetz genannt—.〔60年自由移住法と略す〕。
6. Gesetz vom 21. Mai 1860 betr. die Aufhebung der in bergamtlichen Verwaltungs-Angelegenheiten zu entrichtenden Gebühren und Sporteln.〔60年鉱山官庁手数料廃止法と略す〕。
7. Gesetz vom 22. Mai 1861 betr. die Ermässigung der Bergwerksabgaben.〔61年鉱山貢租軽減法と略す〕。
8. Gesetz vom 10. Juni 1861 über die kompetenz der Oberbergämter— kurzweg Kompetenzgesetz genannt—.〔61年権限法と略す〕。
9. Gesetz vom 20. Oktober 1862 die Bergwerksabgaben betreffend.〔62年鉱山貢租法と略す〕。
10. Gesetz vom 5. Juni 1863 wegen Verwaltung der Bergbauhilfskassen.〔63年鉱山業救助金庫管理法と略す〕。
11. Das allgemeine Berggesetz vom 24. Juni 1865.〔プロイセン一般鉱業法〕。

よび資本展開のあったばあい、販路に限定したかぎりでの経済的側面からする展開の方向づけについての考察はⅣに譲り、ここでは鉱業法改革過程との関連で社会的側面から展開の方向づけが与えられたばあいのみをとってあげて論じること、以上である。

〔A〕 鉱山貢租。まず改革過程についてみると、国家への鉱山貢租は一八九三年七月一四日の法律（Gesetz vom 14. Juli 1893）により九五年四月一日以降徴収が廃止されるまで漸次軽減されていったのであるが、⁽²⁾六五年までの経過はつぎの如くであった。

(1) 五一年鉱山課税法による改革点。①十分の一税は二十分の一に軽減。②協定賃租は年一ターラーに〔なお、五一年租税法第七条（§7. des Steuer-Gesetzes vom 12. Mai 1851）により六五年一月一日以

降廃止と規定）。③追徴金免除鉱山持分賃租、弥撤および四季の齋日賃租、請負印賃租、その他一連の手数料が廃

第17表 1851年における国家への鉱山貢租
(鉱山共有組合のための貢租を含む)

貢租徴収 鉱山監督 局	1851年前半期			1851年後半期		
	マルク鉱山監 督局 (マルク)	エッセ ン・ヴ ェルデ ン鉱山 監督局 (マルク)	両鉱山 監督局 合計 (マルク)	マルク鉱山監 督局 (マルク)	エッセ ン・ヴ ェルデ ン鉱山 監督局 (マルク)	両鉱山 監督局 合計 (マルク)
石炭鉱業 から 金属鉱業 から	a) 十分の一税金庫			鉱山監督局金庫		
	(1) 十分の一税			二十分の一税		
	225 427,06	185 194,22	410 621,28	134 288,53	100 402,84	234 691,37
石炭鉱業 から 金属鉱業 から	(2) 許可・定期貸借賃租			許可・定期貸借賃租		
	162,00	180,00	342,00	243,00	127,00	370,00
	96,00	12,00	108,00	96,00	12,00	108,00
石炭鉱業 から 金属鉱業 から	(3) 追徴金免除鉱山持分賃租					
	38 647,50	32 407,89	71 055,39	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
合 計	264 332,56	217 794,11	482 126,67			
石炭鉱業 から 金属鉱業 から	b) 鉱山監督局金庫			監 督 税		
	(1) 弥撒・四季の斎日賃租					
	79 513,61	65 196,50	144 710,11	26 879,51	20 084,56	46 960,07
石炭鉱業 から 金属鉱業 から	(2) 請負印賃租					
	145,10	449,44	594,54	29,60	0,60	30,20
	3 240,77	2 201,50	5 442,27			
石炭鉱業 から 金属鉱業 から	(3) 協定賃租			協 定 賃 租		
	1 419,75	450,00	1 869,75	1 553,98	570,75	2 124,73
	325,82	36,50	362,32	273,50	67,35	340,85
合 計	84 645,05	68 333,94	152 978,99			
総 計	348 977,61	286 128,05	635 105,66	163 364,12	121 261,10	284 625,22
1851年における鉱山貢租徴収額						
(1) マルクおよびエッセン・ヴェルデン鉱山監督局……………				919 730,88マルク		
(2) イッペンブレン鉱山監督局……………				4 808,38 ”		
(3) 上級鉱山監督局本金庫……………				301,50 ”		
上級鉱山監督局地域総計				924 840,76 ”		

ルール石炭鉱業の展開とプロイセン鉱業法(元)(川本)

止されるかわりに、いわゆる監督税 (Aufsichtsteuer) が新設。課税対象と率とは生産物販売からの取得金 (Erlöse) または販売時点での生産物価値の二%。④二、三の小貢租は存続（なお、五一年租税法第七条により六三年一月一日より廃止を規定）。⑤鉛および鉄鉱山業では第一四条 (34) により特別の優遇措置。⑥貢租徴収先として十分の一税金庫が五一年中業以降鉱山監督局金庫 (Bergamtskasse) と改称され、すべての鉱山貢租はここに流入。⑦以上の実施日は一部は五一年七月一日以降、他は五二年末⁽³⁾。なお、五一年における国家の徴収貢租内訳は第一七表の如くであった。

(2) 六一年鉱山貢租軽減法による改革点。鉱山貢租が二十分の一より六二年一月一日以降四%に軽減。⁽⁵⁾

(3) 六二年鉱山貢租法による改革点。①鉱山貢租が六三年一月一日以降三%に、つづいて六四年一月一日より二%、六五年一月一日から一%へ軽減。②六五年以降はライン河左岸と右岸において同時に実施。③ただし、特別地域 (Sonderrechtsgebiet)〔ハルデンベルク下級所領、プロイヒ所領、フェスト・レックリングハウゼン、ザルム侯国、デュルメン所領〕を除いて実施。ここでは本来の貢租は私の特権者 (Privatrechtliche) が徴収し、監督税のみを国家が徴収。④鉄鉱山業では六三年一月一日以降すべての貢租が廃止。⑤以上の結果として六五年一月一日以降は一%の鉱山貢租と一%の監督税が徴収。⁽⁶⁾

以上の鉱山貢租改革過程において、その率が低下していったことがとくにのちにみるルール地方北部での強力な展開の、要因となったことは事実である。「最初多くの炭坑で炭価が貢租軽減額だけ下落したにせよ、この軽減により部分的には炭坑にとって願わしい負担免除と、しかもとくに強力な発展が少くとも暫定的に容易となった⁽⁷⁾」のである。

しかし、五七年恐慌とその後の不況の年において、また泥灰石貫通立坑建設に甚大な費用を要したことから、率の軽減にもかかわらず、貢租は再び負担に転化したといわれる。「粗収益 (Bruttoertrag)」、すなわち鉱産物の販売価格にしたがっての計算では経済諸関係の好悪は鉱山貢租において全然顧慮されず、これら貢租は収益のある鉱山からのみでなく、経営継続のためなお追徴金を必要とし、ゆえに租税支払い能力をもたない炭坑からも徴収されたのであり、実際このような炭坑がつねに、ときには悲しいことに非常に多数存在した⁽⁸⁾ (傍点―引用者) からである。その機能は、鉱山貢租が「今日罰金税 (Strafsteuer)」と同じ形態をとっており、その結果大経営が抑止され、その勝利の過程を阻害した⁽⁹⁾ こと、および小企業維持に有利に作用したこと、の二点にあつた。

このように鉱山貢租改革は一面においてその率の軽減により石炭鉱業の展開をとくにルール地方北部において好況時に助長する作用をもつた。しかし他面、鉱山貢租が課税対象を利潤ではなく粗収益に設定するという前近代の形態を維持したため、のちにみるようにとくにルール地方南部における小炭坑の分解阻止、温存と、一般的に不況時における石炭鉱業展開阻害、という機能をも果したのである。こうして鉱山貢租改革のルール石炭鉱業における資本の本源のおよび本来の蓄積過程に及ぼした機能は促進と阻害という相反する二重性を有し、空間的〔南部と北部〕時間的〔好況時と不況時〕に相違するまったく逆の方向に効果をもつたといえよう。

以上の鉱山貢租改革過程とそれをもつた機能の考察からここでとくに『三月革命』との関連でつぎの三点に留意しておきたいと思う。

第一は客観的にはルール地方北部における展開を結果したとはいえ、改革主体の主観的意図は資本の本源的、本来的蓄積過程の可能な限りでの阻止におかれていた点である。この点は粗収益を課税対象とする前近代の形態

第18表 1852年より1865年に至るドルトムント上級鉱山監督局地域における国家への鉱山貢租 (単位=マルク)

	二十分の一税	監督税	協定賃租	特別約定の基礎 上でのその 他の貢租	総計
1852	473 421, 91	98 221, 82	5 287, 94	1 267, 20	578 198, 87
1853	547 055, 23	113 920, 27	5 944, 13	1 250, 20	668 169, 83
1854	834 536, 68	177 249, 35	6 514, 20	219, 00	1 018 519, 23
1855	1 227 232, 23	262 006, 10	7 042, 20	216, 00	1 496 496, 53
1856	1 389 429, 84	298 876, 20	7 438, 20	216, 00	1 695 960, 24
1857	1 446 891, 43	310 042, 59	7 945, 20	228, 00	1 765 107, 22
1858	1 545 385, 70	329 746, 58	8 893, 20	234, 00	1 884 259, 50
1859	1 302 589, 38	277 733, 86	9 994, 40	246, 00	1 590 563, 64
1860	1 188 387, 60	256 818, 82	10 615, 20	246, 00	1 456 067, 62
1861	1 167 724, 42	252 340, 09	10 969, 20	240, 00	1 431 273, 71
	鉱山貢租	"	"	"	"
1862	1 008 259, 40	270 761, 07	10 968, 20	411, 00	1 290 399, 67
1863	781 195, 89	278 968, 05	7 515, 20	177, 00	1 067 856, 14
1864	614 916, 93	329 883, 29	7 551, 20	—	952 351, 42
	石炭鉱業から		その他の鉱山業から		"
1865	?		?		814 259, 82

第19表 1850年より1895年に至るドルトムント上級鉱山監督局地域における国家への鉱山貢租

	総計 (マルク)	年平均額 (マルク)
1850年	1 274 914, 95	1 274 914, 95
1851年	924 840, 76	924 840, 76
1852年始めより1861年末まで	13 584 616, 39	1 358 462
1862年始めより1864年末まで	3 310 607, 23	1 103 536
1865年	814 259, 82	814 259, 82
1866年1月1日より1895年4月1日まで	70 578 984, 69	2 412 957
1850年1月1日より1895年4月1日まで	90 488 223, 84	1 999 740

が、国庫的視点に一重要理由を有していたことから明瞭に看取される。五一年以降における鉱山貢租徴収額の推移は第一八表⁽¹⁰⁾と第一九表⁽¹¹⁾の如くである。貢租率軽減にもかかわらず、徴収額は五五年にすでに五〇年を凌駕し、六二―六五年の一時的減少後、年平均が五〇年の二倍にも達している。

これにたいし五八年創設のドルトムント上級鉱山監督局区内における炭坑共益協会 (Verein für die Bergbauischen Interessen im Oberbergamtsbezirk Dortmund. 以下炭坑共益協会と略す)を主要な担い手として多くの貢租軽減請願が出されたのであるが、七八年一月二二日にこの協会の提起により粗収益課税廃止要求集会がベルリンのカイザー・ホーフ・ホテルで開催されたさい、政府は国家の財政状態が鉱山貢租の収入減を許すことを不可能にしていると回答している⁽¹²⁾。

このように粗収益課税はプロイセン領邦国家の国庫的視点に一根據を有していたのである。このことから既述の如く粗収益課税が資本にたいする鉱物所有優位の思考を表現しており、それが国庫的視点に一拠点を有していることにプロイセン領邦国家がユンカー的土地所有を基底にエルベ河以東地域に蟠距したユンカーを階級的基盤としていたことの反映がみられ、そこでの主観的意図がブルジョアの自由の抑止にあつた点を理解しえよう。

第二は九三年の鉱山貢租廃止後も特別法地域の存続による法の不統一という形態でユンカーの階級的利益が貫徹しつづけた点である。この点との関連でみるならば九三年までの非難は主として鉱山貢租規定の内的首尾一貫性の欠除にむけられていた。鉄鉱石採掘には最初特別の優遇が与えられ、のち貢租が完全免除されたのにたいし、石炭鉱業からは徴収されつづけたからである⁽¹³⁾。

九三年の法律では、法律により再び徴収されうるとの留保条件を附したうえで石炭鉱業における国家への鉱山

貢租が撤廃され、その後事実上復活されなかつたので、鉄鉱山業との間の相違は解消した。しかし、そのさい従来と同じように私的、鉱業特権者（Privatregetal-Berechtigten und Verpflichteten）にたいしては法律によるいかなる侵害も加えてはならないとのが確認されたのである。⁽¹⁴⁾

この私的鉱業特権はワイマール憲法第一五五条第四項における「私の特権は立法の方法により国に移されねばならない」との規定により除去されるまで存続した。⁽¹⁵⁾このように私的鉱業特権による法の不統一が『二月革命』まで存続したことはワイマール共和制に至るまでユンカー階級がプロイセン領邦国家において、したがってプロイセンの支配するドイツ帝国においてその階級的利益を貫徹しつづけたことの一表現とみなされよう。⁽¹⁶⁾

第三は『三月革命』との関連で以上二点がその挫折を表示している点である。すなわち、鉱山貢租改革にさいしての主観的意図が資本の自由な展開の抑止におかれ、鉱山貢租撤廃後も法の不統一が存続したことに『三月革命』期の『統一と自由』の要求の挫折が示されている。また、粗収益が課税対象とされ、エルベ河以西地域におけるユンカー階級の私的鉱業特権規定がエルベ河以西地域にも施行されて法の分裂を結果した点においても、ライン河左岸フランス鉱業法における純収益の5%規定の全プロイセンへの拡大による法の統一という『三月革命』期の要求の逆転がみられる（いわば西の規定性による統一のかわりに東の規定の西への拡大）。このように鉱山貢租改革過程とその二重機能のうちには『三月革命』挫折の刻印が深く刻みこまれていたのである。

〔B〕 鉱山行政、とくに『監督原則』。ここでの改革過程は『監督原則』から『査察原則（Inspektionsprinzip）』への移行として特徴づけられる。「鉱山官庁が採掘権認可をえた鉱業権の使用と管理にさいして決定的ともいえる協力の権限を有していた『監督原則』のかわりに、単なる『査察原則』が登場し、それにしがたい鉱山官庁に

は私的鉱山業にかんしてはただ警察的監視の権限のみが帰属したのである⁽¹⁷⁾といわれ、こうして「『監督原則』は『査察原則』によってとってかえられたのであった⁽¹⁸⁾」。この過程はつぎの如くである⁽¹⁹⁾。

(1) 五一年共有者法。この法律により鉱山共有組合が幹部または代表 (Grubenvorständen oder Repräsentanten) と必要な職員を選出し、鉱山官庁認可の経営プランの遂行と鉱山財政の指導がこれに委譲される。もとより事情によっては鉱山官庁が経営と財政の指導に一時的、補助的に協力しうることが規定された。

この結果、まず経営指導についてみると、これまで炭坑が ① 国家後見に慣れており、② 経営指導に適した人材に欠け、③ 経営指導者の雇傭に必要な経費を恐れたことから、実際の効果は薄く、五二年末までにそれを引うけた炭坑数はマルク鉱山監督局区域で一五、エッセン・ヴェルデン区域で一五の合計三〇のみであり(うち深部採掘炭坑一七)、鉱山官庁に委ねたのは二三七(うち深部採掘炭坑四七)にも達していた。他方、鉱山財政は大多数の炭坑が五二年末までに自己の手に引うけている。こうして『監督原則』廃棄への第一歩が印された。

(2) 六〇年自由移住法。ここでの主要規定は① 鉱山官庁による鉱物獲得と利用にたいする干渉はつぎの点に限定、(i) 鉱山業の永続的保全、(ii) 私的、公的交通確保のため支保と地表の安全、(iii) 労働者の健康と安全。② 経営プランにたいする認可と鉱山警察的立場より必要と思われるその変更権は保持。③ 鉱業権者と鉱山職員、労働者との契約締結は自由協定に。以上であった。

(3) 六一年権限法。① 鉱山共有組合員が非常に嘆いたというポッフームとエッセン所在鉱山監督局の廃止とつぎの権限のドルトムント上級鉱山監督局 (das „Königliche Oberbergamt zu Dortmund“) への移譲、(i) 鉱山登記簿 (Bergeregencbuch) の管理、(ii) 鉱業権と鉱山業経営の対象についての非訴訟裁判権による行為の採用、(iii) 以上遂行

のため鉱山抵当権委員会（eine Bergypotheken-Kommission）を形成。②この結果鉱山警察業務が鉱山官庁の主要任務となる。

(4) 六五年プロイセン一般鉱業法。鉱山官庁の任務規定として、①もっとも主要なものは鉱山警察業務であり、第一九六条の規定によるその内容は、(i)支保の安全、(ii)労働者の生命と健康の安全、(iii)個人的安全と公共の交通の見地よりする地表の保護、(iv)鉱山業による公害作用にたいする防衛。②経営諸プランと経営職員にたいする審査。③労働関係について鉱業権者と坑夫間に生じた争訟にたいする裁判決定権を正規の裁判所に委譲するかわりに、就業規則（Arbeitsordnung）にたいする承知業務を保持。

以上より②、③において『監督原則』の明白な残滓が認められる点に十分留意する必要があるにせよ、鉱山官庁業務の中心が私的炭坑の経営と財政の指導から鉱山警察業務へと変化したがゆえに、『監督原則』から、『査察原則』への移行として特徴づけられえよう。

つぎに、鉱業権の取扱ひにかんして『監督原則』除去の隅柱としての意義を担った鉱山業の自由（Bergbaufreiheit）が宣せられた。それは本来は鉱山業が地表所有権者にたいして確保したものであったのが、のちには鉱業特権所有者にたいする意味をももつに至ったという歴史的事情を有しており、その内容は採掘権設定出願人が法的諸前提をみたしている限り、鉱山業の自由の原則にしたがい採掘権設定の出願許可を要求しうる点にあった（認可主義から準則主義へ）。そのさいの法的諸前提とは ①一定の形式的必要の充足、②採掘権設定出願炭層が有望であること、③発見された鉱物が採算にあい稼行価値を有すること、④鉱区の自由（Feldfreiheit）以上である。

鉱業権の取扱いの改革は基礎過程の展開を考察するさいの出発点となる。しかし、そのためにはなお鉱区獲得手つづきのみでなく、鉱区規模についての検討をも必要とし、この点の詳細は後段に譲ることにする。

以上の『監督原則』から『査察原則』への移行が果たした機能として、それがとりわけのちにみるルール地方北部における資本の自由な展開を促進したことはいうまでもない。⁽²⁰⁾しかし、同時に注意すべきは、ルール地方南部の小炭坑を中心にとくに五一年共有者法にたいする激しい反対運動が展開され、これが上述のようにプロイセン一般鉱業法における『監督原則』の明白な残滓を示す規定となって現われた点である。「ルール地方の小炭坑は五〇年代に改革への衝動をもっていなかった。逆に改革が一八五一年共有者法の発布でもって開始された時、激しく反対し、かれらにその権能を認められた自治を決して行使しようとはしなかった。一八五一年共有者法は小炭坑のための寛大な過渡的措置であり、妥協であった」⁽²¹⁾(傍点―引用者)。

こうしてユンカーを階級的基盤とするプロイセン領邦国家は鉱山行政改革過程においてルール地方南部の小炭坑に自己の意図を遂行する社会的基盤を見出したのであり、『監督原則』の残滓はこれらの温存に作用したのである。以上より鉱山行政の改革は、客観的結果において、主としてルール地方北部での資本の自由な展開に有利に作用したとはいえ、ここでも鉱山貢租改革のばあいと同じく二重の機能を果たしたといえよう。

ところで『監督原則』の解体は資本の自由な展開にたいする機能を一方で果すとともに、他方においてその展開の方向にたいして社会的側面から重要な作用を及ぼした。この点は『三月前期』における鉱山官僚と石炭鉱業ブルジョアジーとの間の緊張関係がこれを契機に両者の友好的協力と癒着に変化したことにおいて明瞭に示され、⁽²²⁾この点の理解はドイツ資本主義構造形成過程における社会的、または支配の局面の把握にとり重大な意義を

もつと思われるので、以下立入った考察を加えておきたいと思う。石炭鉱業と官僚層の癒着は三つの局面を通じて進行した。

(1) 石炭鉱業個別企業と主として下級鉱山官僚との結合の局面。『監督原則』解体にさいし、鉱山官庁の側では、鉱山監督局の解消に象徴される鉱山官僚数の絶対的削減と、鉱山学校および国家鉱山官僚試験を経て新制度に適應した陶冶をうけた有能な後進の配置という必要が重なり、既存官僚の解雇が必須の要請となった。他方石炭鉱業個別企業の側には、経営と会計を指導する鉱山職員の不_レ足_一という事態が生じた。

この結果、はじめは五一年共有者法のところ_一で触れたように個別企業が経営指導引_レう_レけに渋滞を示したため、前者の後者による吸収が遅々たる歩みを辿ったとはいえ、漸次経営指導者または鉱業所長として鉱山宣誓官吏、上級係長、上級坑夫長を迎えられるようになっていった。こうして現在の西ドイツにおいても一般的な、鉱山学校と大学で理論的陶冶をうけ、ベツルンツ鉱山官補として地方鉱山官庁に勤務したのち、私的鉱業会社の指導的地位に迎えられるというコースが定着していき、国家の奨励と相俟って国家官職は私的勤務先へのステップとみなされるようになっていったのである。⁽²³⁾

こうした退職官吏の企業による吸収とともに、現職官吏の企業参加が、とりわけ五〇年代と七〇年代の創立熱狂の年に、主として株式会社設立に参加するといった形態で進展した。現職官吏の副業兼務は『三月前期』、とくに三〇年代以降閣令と罰則規定でもって再三禁止されていた〔三九年七月一三日の閣令、三九年八月三〇日ドルトムント上級鉱山監督局の指令、同じく四〇年一月二三日、四一年九月一日、四五年八月二七日、四六年八月三日、五五年二月三〇日、五六年一〇月二二日の指令〕。下級鉱山官吏の多くが薄給による経済的困窮から、妻に有力鉱山共有

組合員と共同して小売店舗や火酒酒場を經營させ、副収入をえさせた結果、しばしばトラック・システムの弊害を生みだす原因となったからである。

この背景をもって五〇年代に現職官吏が、鉱山共有組合の顧問や鑑定人に就任したり、とりわけ株式会社設立に参加して監査役に名を連ねたため、上層官僚の間で賛否両論にわたる物議をかました。しかし、六〇年三月二二日に商相V・デェア・ハイト (Handelsminister von der Heydt) が、同年三月四日の内相シュヴェリン伯と蔵相V・パトフによる各州への発令 (Erlaß von Innenminister Graf Schwerin und Finanzminister von Patow an alle Königliche Regierungen am 4. März 1860) を鉱山官庁にも適用して、予じめ認可をえることなしに官僚が直接、間接に株式会社に参加しないよう期待すると言明したことにより、現職官吏の私的經濟活動参加が緩和され、七〇年代以降個別鉱山企業との結合が進展したのである。⁽²⁴⁾

(2) 以上と平行して進展した企業家団体と主として上層官僚との癒着の局面。企業家団体のうち、ルール石炭鉱業にとり現在に至るまでもっとも重要な役割を果してきたのは前述の炭坑共益協会である。この協会は五七年恐慌のさい、ルール石炭鉱業の陥った苦境克服のため、「共通の困難は共同の行動によってのみ克服せらるる」とのスローガンのもと、五八年一月二〇日の設立準備集會を経て、一二月一七日にエッセンのホテル・ベルクバウにおいて、ルール石炭鉱業のほぼ半ばの出炭高と坑夫数を占める炭坑関係者八九名が參會して設立された。〔主要參會者としてはアレンベルク、コンコルディア、ヒベルニア、シャムロック等の大炭坑代表者とF・ハニエル。また、会長にはF・ハンマツヘル (Friedrich Hammacher) を選出〕。

設立当時の、具体的目標としては (1) 販売、とくに輸出の促進、(2) 新交通網、とくに鉄道建設の推進、(3) 鉄道運

賃軽減、(4) 鉱山貢租の低減、(5) 国家後見の全面廃止、(6) 鉱山技術の向上等が掲げられ、六〇年以降の鉱業立法、
 鉱業、鉄道、金融政策等に重大な影響を及ぼした。その後、活動分野の拡大に伴ない七九年に石炭輸出、デュッ
 セルドルフ工業博等にかんする六委員会（Kommission）を設置し、のちに傘下組織を結成してこれに諸活動分野を分譲してい
 き、八五年以降自らは技術促進に専念することになる。傘下組織のうちもつとも著名なのは、七三年恐慌以降協
 会自身が集中過程の促進者となり、その結実として九三年に成立したライン・ヴェストファーレン石炭シンジケ
 ートである。⁽²⁵⁾

以上のように炭坑共益協会は設立以来今日までルール石炭鉱業の展開に重大な影響力をもったのであるが、そ
 のさい注意すべきは発足当時より、鉱山官僚と協力関係にあったことである。創立には鉱山総監 V・アインハウゼ
 ン (Bergbauphmann von Oeynhausen) が名誉会員として参加し、六一年には商相により商業会議所と同じ権限
 をもつ機関として認められた。これにたいし、六四年の総会で F・ハンマツヘルは鉱山官庁との友好的交流を強
 調している。さらに、六六年には商相が鉱山警察令 (Bergpolizeiordnung) 発布に当り、協会に内容を提示し、賛
 成をえてのち実施するよう指示したのであった。こうして協会は官僚との結合を強めていき、国家にたいして確
 固たる地位を礎いたのである。⁽²⁶⁾

これと同じ経過を、ナポレオン支配の落し子であり、『三月前期』にライン・ブルジョアジーのプロイセン領
 邦絶対主義にたいする経済政策をめぐるの闘争の拠点となったライン地方の商業会議所も辿っている。⁽²⁷⁾ こうし
 て「官僚は工業からのかれらへの提起と願望に理解を示し、企業家またはその機関である商業会議所や利益団体
 は官僚を審議に招致し、両者は深く信頼しあつて会合した」(傍点引用者) のであつた。⁽²⁸⁾

(3) 「市民財産の『貴族化』」、すなわちブルジョアジーの封建的生活慣習への移行による官僚層との癒着の局面。これは両者の結合の頂点ともいうべき局面である。以上のようなプロイセン鉱山官僚の個別企業またはその団体への参加のもとで富を蓄積していった石炭鉱業ブルジョアジーは五〇年代には急速に成長する都市の郊外に別荘をかまえ、官僚上層部以上の生活様式へと移行し、その基礎のうえで六〇年代以降熱烈に貴族称号を求めるようになっていった。その後、『三月革命』挫折の結果土地所有の社会的優遇が存続するという事実を反映して、八〇年代以降新しい世襲財産を設立し、封建的生活慣習を身につけていき、官僚層との結合がこの局面においても進行したのである。⁽³⁰⁾

この局面における結合過程のもった意義について、F・ツンケルはつぎのように述べている。「その広い結果において企業者層を伝統的プロイセン社会の社会的階層関係へと排列するための適応と習慣化の過程、この過程は歴史的指導者層の支配を維持し、自由主義的・民主主義的意味におけるプロイセン・ドイツ社会の発展を遅滞させることに貢献したのである」(傍点―引用者)と。⁽³¹⁾

以上、『監督原則』解体を契機に石炭鉱業ブルジョアジーが、官僚層と癒着していくことにより、伝統的プロイセン社会秩序に編入されていったのであり、こうして社会的側面において資本展開の方向づけがユニカー・ブルジョアの支配を形成する方向へと与えられたのであった。もとより経済的側面からする資本展開の方向づけについても合わせ検討しなければならないのであるが、この点は後段の考察に譲りたいと思う。

〔C〕 鉱山共有組合と坑夫共済組合。鉱山共有組合の改革は六五年のプロイセン一般鉱業法において着手された。しかし、強制法ではなかったため、二種の、鉱山共有組合が並存する結果となった。修正クレーフエ・マルク

鉱業条令にもとずく、いわゆる旧法の、鉱山共有組合（die bergrechtliche Gewerkschaft älteren Rechts）と六五年法にもとずく、新法の、それ（die bergrechtliche Gewerkschaft neueren Rechts）がこれである。後者における主要改革点は以下の如くである。⁽³²⁾

(1) 鉱山持分について。①鉱山持分数は従来の一・二八より一〇進分割により通常一〇〇に変更。なお、上級鉱山監督局の認可をえれば一〇〇〇まで高めうる。②その性質を従来の不動態から動態に変更。③分割可能が不能に訂正。④これまで個々の鉱山共有組合員による鉱山持分の質入れにより、組合財産が抵当とされたのに対し、これには組合の認可を必要とし、原則として組合所有物は全体として組合によってのみ抵当権を課しうるに変更。

(2) 鉱山共有組合について。①法人としての性格賦与。②したがって、商業登記簿（Handelsregister）への登記と変更。③一人の代表（Repräsentanten）と多数よりなる炭坑幹部（Grubenvorstand）を設置し、両者が組合を代表。④総会での通常の議決は従来通り鉱山持分数にもとずく単純多数決で決定、ただし、鉱山資産にかんする、たとえば合併、鉱区分割、鉱区の部分交換等のばあいは四分の三の多数決。

なお、ここで鉱業法改革とは関連をもたないにせよ、石炭鉱業における会社形態をみるばあい、鉱山共有組合と密接な関係をもつ株式会社の設立が容易化された点に注目しておきたい。既述のようにその法的基礎は四、三年の法律で与えられたが、設立には公共の福祉を基準に認可主義がとられ、『三月前期』ルール石炭鉱業では五社の設立をみたにすぎなかった。しかし、五〇年代に政府の態度が工鉱業発展のためには株式会社の設立が必要であると変化した。⁽³³⁾ その結果、最初の創立熱狂の年にルール石炭鉱業で設立認可された数は四一社にのほり

第20表 最初の創立熱狂の年に設立された主要株式会社

会社名	設立認可年月日	所在地	出資資本金 (マルク)
Hörder Bergwerks-und Hörde Hüttenverein	1852年2月16日	Hörde	6 000 000
Phönix, anonyme Gesellschaft für Bergbau u. Hüttenbetrieb	" 年11月10日	Eschweiler	4 500 000
Massener Gesellschaft für Kohlenbergbau	1853年12月5日	Dortmund	3 600 000
Bochumer Verein für Bergbau-u. Gußstahlfabrikation	1854年6月23日	Bochum	3 000 000
Dortmunder Bergbau-u. Hütten-Gesellschaft	1856年3月26日	Dortmund	3 000 000
Harpener Bergbau-Akt.-Gesellschaft	" 年12月16日	"	3 300 000
Pluto, Bergbau-Aktien-Gesellschaft	1857年5月11日	Essen	2 400 000
Steinkohlen-Bergbau-Aktien-Gesellschaft Zollern	" 年9月28日	Dortmund	4 200 000
Bochumer Bergwerks-Aktien-Gesellschaft	1864年9月26日	Bochum	2 700 000

第21表 第二の創立熱狂の年に設立された主要株式会社

会社名	設立年	所在地	資本金 (マルク)
Rheinische Stahlwerke	1872年	Essen	?
Essener Bergwerksverein König Wilhelm	"	"	9 000 000
Schalken Gruben-und Hüttenverein	"	Gelsenkirchen	3 000 000
Gutehoffnungshütte	1873年	Oberhausen	30 000 000
Gelsenkirchener Bergwerks-A. G.	"	Gelsenkirchen	13 500 000
Louise Tiefbau	"	Barop	6 912 000
Mengeder Bergwerks-A. G. (Zeche Adolf v. Hansemann)	"	Mengede	6 000 000
Hibernia & Shamrock	"	Herne	16 800 000
Nordstern	"	Wattensch.	?
Königin Elisabeth	"	Frillendrf b. Essen	?
Dannenbaum	"	Bochum	?
Union A. G. für Bergbau, Eisen-u. Stahlindustrie	1872年	Dortmund	33 000 000

〔その主要なものについては第二〇表を参照のこと〕、五七〇年⁽³⁴⁾の七社設立につき、七〇年の法律 (das Gesetz vom 11. Juni 1870) で従来の認可義務と国家監視が除去され、準則規定が導入されてのち、七〇年代初頭第二の創立熱狂の年を迎えたのであるが、そのさい設立された主要会社は第二一表⁽³⁵⁾の如くであった。

以上の改革が石炭鉱業における資本展開を促進する機能を果たしたことはいうまでもない。鉱山共有組合の改革において、とりわけ(1)の①、②が鉱山持分の流動性を増大させ、また(1)の

③、④が信用の獲得に有利に作用し⁽³⁶⁾、この結果、鉱山共有組合の資本による把握とその展開が容易化された。また、株式会社、設立緩和措置がルール石炭鉱業の展開を推進したことも第二〇、二一表における会社名を一瞥しただけで明瞭であろう。しかし、他面この改革が実施過程において旧法の、鉱山共有組合形態での小企業温存に機能した点も看過しえない。

六五年法は上述のように旧法から新法の鉱山共有組合への転換を強制したのではなかった。加えて転換に当っては前もって債権者に負債を皆済するか、または転換にたいする同意を必要とするとの規定があった。このため、鉱山共有組合自体に錯綜した所有・担当関係が在在するのみでなく、鉱山持分も組合員により質入れされているという事情のもとでは転換が遅延を重ねるといふ結果を生んだのであつた⁽³⁷⁾。

この難点除去のため、七三年四月九日の法律（das am 9. April 1873 beschlossene Gesetz）により一般鉱業法の規定をはるかに凌駕する鉱山持分数が決定され、転換過程の促進が試みられた。しかし、新法の、鉱山共有組合への転換完了は二〇世紀初頭までまたねばならなかった。六七年末までの新法の、鉱山共有組合数は二四一、七四年にはなお三一炭坑が転換に着手中であつたと伝えられ（このうち著名なものとしてコンソリダチオン（Consolidation）とズエルトァ・ウント・ノイアク炭坑を含む）、一九〇〇年に至り独立で稼行中の旧法にもとずくその数が八、ルール石炭鉱業地域総出炭量の〇・二二％（一三〇、〇〇〇トン）という僅少数となつたのにたいし、大多数が新法の形態をとり、出炭量比率として三六・七二％（二二、一〇〇、〇〇〇トン）を占めたのであつた⁽³⁸⁾。

このように旧法の、鉱山共有組合から新法のそれへの転換促進が七三年以降試みられ、かつ転換完了に二〇世紀初頭までの期間が費やされた点に一般鉱業法のもつた小企業温存の機能の一端を看取しうるであろう。なお、こ

ここで小企業残存の状況を五〇年代以降その重要性を増大してくる株式会社と鉱山共有組合との関係において検討しておくならばつぎの如くであった。

鉱山共有組合と株式会社との関係は流動的であり、好況期（五二～五七年、七〇～七三年、八九～九〇年）には前者から後者へ、不況期（とくに五七年と七三年恐慌期）には逆方向への転換が行われた。⁽³⁹⁾ こうした流動関係のもとで、八四年には小会社を除外してルール石炭鉱業地域における株式会社数が二三、新旧両形態を含む鉱山共有組合数は七八であり、前者の採炭量二四〇、〇〇〇トン（＝四二・四％）にたいし、後者のそれは一六、四〇〇、〇〇〇トン（＝五六・八％）に達し、個別的には規模、設備において劣っていたにせよ、全体としては大きな比重を占めていた。もとより、八九～九〇年の新しい興隆期に新設ないしは鉱山共有組合から転化することにより株式会社数が増大し、かつ集中運動の主役となったため、両者の関係が逆転し、一九〇〇年には鉱山共有組合炭坑の採炭量二二、一〇〇、〇〇〇トン（＝三六・七％）にたいし、株式会社のそれは二七、六〇〇、〇〇〇トン（＝六二％）となったのであった。⁽⁴⁰⁾

こうして二〇世紀に入るやルール石炭鉱業において株式会社形態がもっとも重要な位置を獲得するに至るのであるが、そのさいもなお鉱山共有組合炭坑が総採炭量の三六・七％を占めており、したがって五〇年代はもとより七〇年代においても「石炭鉱業における重点はラインラントにおいても、オーベル・シュレージエンにおいても『鉱山共有組合』炭坑にあった」といわれている点が目される。一般的にいって株式会社に比して鉱山共有組合形態の炭坑の企業規模が小である点を考慮するとき、以上の点からも小企業残存の状況を看取しうるといえよう。⁽⁴²⁾ 以上のように鉱山共有組合の改革においてもそれが資本の展開にたいして果たした機能は二重であった。

坑夫共済組合解体にとって重要な意義をもったのは六〇年自由移住法であった。解体過程はつぎのような経過を辿っている。

- (1) 五一年共有者法。この法律では坑夫に二範疇を区別して、①坑夫共済組合員の取扱いは従来通りとされ、②非特権坑夫（Bergarbeiter）の雇傭、解雇権は鉱業権者に委譲する旨が規定された。この結果六〇年に至るまで法的に認められた、①地区官吏（Revierbeamte）の認可で移動し、官庁規定の賃銀に服する坑夫共済組合員と②労働場所を自由に移動する坑夫共済組合に登録されない坑夫の二種が存在することになった。

ところで五三―五七年の好況期に労働力不足が生じ、坑夫が自由移動禁止に不満を抱くようになり、とくに若い坑夫が坑夫共済組合への加入を拒否したため非特権坑夫の数が増大していった。ついで五七年恐慌が勃発するや今度は鉱業権者が法的保護により坑夫の削減が不可能な点に不満を表明するに至った。五九年六月二日に炭坑共済協会はドルトムント上級鉱山監督局への請願において、鉱山業の憂慮すべき事態の克服は「労働者がヨリ高い能率と低い要求により低廉な採掘をするのを助けたとき」にのみ可能であるが、「有能な坑夫が老年のしかも使いものにならない坑夫共済組合員のために採用拒否されなければならないばあいがしばしばあり、他産業部門では、恐慌の不可避的な不利を雇傭者と労働者の間で分担するのにたいし、鉱山業ではかかる分担が優遇された労働者階級の特権によって不可能ならしめられている」⁽⁴³⁾（傍点―引用者）と述べたのであった。

こうした鉱業権者の側からする自由移住法の要求にたいし、坑夫共済組合代表は五九年一月一日にドルトムントで開催された鉱山官吏、鉱業権者と坑夫の会議において①無制限の自由移住の法的導入に反対し、②かれらに有利な一方的解約告知権の要求を表明したのである。このような事情のもとで国家官庁と政府はすべての国家

市民の法的平等性の原理から自由な鉱山業制度と労働契約を必要とするの方針を打ち出すに至った。⁽⁴⁴⁾

(2) 六〇年自由移住法。法律発布にさいして保持されたのはつぎの三視点である。①低廉な生産を可能ならしめ、小空間に大量に集中する労働者の規律を保持可能にするという公共の関心。②労働者にかこれらの労働力にふさわしい価値を發揮させる可能性を与えるための福祉。③鉱山業が現在必要とする自由な運動をこれ以上保留しないための鉱山共有組合員(「企業家」)の最善。⁽⁴⁵⁾

この視点と労資闘争の恐れにたいする楽観的見解に支えられて発布された六〇年法の要旨はつぎの三点であった。①「鉱業権者と技師長、その他の鉱山職員および坑夫間の契約の締結は本法律の詳細な規定にしたがって、当該者の自由協定にのみ委ねる」(第二条)、「労働契約の自由」、②「上記の人の採用と解雇、および定額賃銀と請負賃銀の決定と支払いにさいしての鉱山官庁の協力は行わない」(第二条)、「坑夫共済組合員の特権廃止」、③就業規則の確認(Bestätigung)(第三条)と労働関係、転出証および賃銀支払いについての契約から発生する争証における地区官僚の決定権(第六、七条)を雇主の侵害から坑夫を保護するため鉱山官庁が保持する(「監督原則」の残滓)。

(3) 六五年プロイセン一般鉱業法。六〇年法の規定を引継ぎながら、つぎの点を改正。①就業規則の官庁による確認のかわりに単なる承知(Kennzeichnung)(第八〇条)、②地区官吏の労働関係をめぐっての鉱業権者と坑夫間の争証にさいしての決定権を廃止し、正規の裁判所への委譲、③自由競争を通じて需給関係により賃銀を形成するよう鉱業権者と坑夫の双方にたいし、労働条件変更等の強要を目的とするすべての団結禁止(六九年北ドイツ同盟営業法で除去)。この改革の結果、就業規則とその実施に当り多くの紛争が頻発したのであった。⁽⁴⁶⁾

以上の坑夫共済組合解体過程進行の結果、労働力の移動が自由となり、これがルール地方北部における新興の資本展開にとり有利に作用したことはいうまでもない。五〇―六〇年代には近隣地、ヴェストファーレン、ライント、ヘッセン州よりの労働力流入があり、さらに七〇年代以降にはエルベ河以東地域と外国から主として最北部のエムシャー地区とフェスト・レックリングハウゼンに労働者が移動して来るようになり、同時に炭住建設も開始された。これにたいし、南部とくにルール・タール地方では農業と未分離の土着民による小炭坑が存続した。⁽⁴⁷⁾このさい止目すべきは坑夫共済組合の解体が七〇年代以降の東エルベ地域よりの労働力流入に道を開く一因となり、ルール石炭鉱業に低賃銀基盤の形成を通じて東エルベの規定性が労働力の側面において貫徹する一原因を形成したことである。⁽⁴⁸⁾

以上、鉱業法の改革が資本の展開に及ぼした機能は促進的と阻止的の二重性をもっていたといえる。すなわち、ルール地方北部では石炭資本の展開に促進的に作用したのであるが、南部では逆に小炭坑温存に機能したのである〔形成途上にある似而非ポナパルティズムの社会的基盤の温存〕。このまじ、北部での資本展開が、『監督原則』が解体し、『査察原則』に移行する過程で鉱山官僚と石炭鉱業ブルジョアジーの癒着が進行を開始し、ユンカー・ブルジョアの支配が形成されていくという事情のもでなされた点に注目しておきたいと思う。つぎに基礎過程の展開に考察を移し、それがドイツ資本主義構造の特質形成と新ドイツ帝国の創出にたいしてどのようにかわりあつたのかの検討にすすみたいと思う。

(1) Entwicklung. X. SS. 11-14. より作成。

(2) Entwicklung. XII. S. 275. C. Goldschmidt, a. a. O. S. 83. F. Schunder, a. a. O. S. 210.

(3) Entwicklung. XII. SS. 270~271. S. 274.

(4) Ibid. S. 272. 以下作成。

(5)(e) Entwicklung. X. S. 14. XII. S. 266. S. 277. Die Gratschaft Mark. S. 573. S. 604. C. Goldschmidt, a. a. O. S. 84. SS. 86~87. なお、私の特権者の徴収する鉱山貢租は國家のそれと部分的には緊密な關係に立っていた。多くの私の特権者にたいし、貢租額が「それに照応する、一般的にいつて法的に規定された領邦君主の貢租額を越えることは許されなかつた」の制限が附されていたからである (Entwicklung. XII. S. 282.)。

(7) Entwicklung. XII. S. 274.

(8) Ibid. S. 278.

(9) C. Goldschmidt, a. a. O. SS. 84~85. なお、九三年に國家への貢租が廃止されてのちもフレンヘルツ公爵 (Herzog von Arenberg) は「%の粗収益課税貢租を支拂つてきたハルデン鉱業株式会社 (die Harpener Bergbau-Aktiengesellschaft) のフューー炭坑 I、II、III (Zeche Hugo I, II, III.) とノックリングハウゼン I、II (Zeche Recklinghausen I und II) では一九〇八/〇九年において%のそれは採炭のみからの純収益の二五%に相当したといわれる [採炭にヨークス生産とその副産物からの純収益を加えると二二・五%に相当]」。

また、石炭トン当り租税負担は八〇年の二二・八五フフェニッヒから粗収益課税最後の年の九二年には三三・八八フフェニッヒに上昇した。その後營業稅 (Gewerbesteuer) に照することになる。營業稅は規模と種類により課稅率を異にしていたのであるが、九七年の石炭鉱業全体における平均租税負担はトン当り九・七フフェニッヒへと低下した (Ibid. SS. 85~86)。

(10) Entwicklung. XII. S. 273.

(11) Ibid. SS. 275~276.

(12) Ibid. S. 274. S. 280.

(13) Ibid. S. 279.

(14) Ibid. SS. 282~283.

(15) F. Schunder, a. a. O. S. 66. なお、高木、末延、宮沢編『人權宣言集』岩波文庫、頁二一四をも参照。

(16) 帝制ドイツの社會構成については、大野英二、前掲書、頁一五~一六、および関口尚志『ドイツ革命とフアンズムー戦後日本資本主義の問題状況を展望して』東京大學經濟学部日本産業經濟研究施設研究報告一九、頁二三以下、のすぐれた叙述を

ルール石炭鉱業の展開とプロイセン鉱業法 (完) (川本)

参照の事。

- (17) Entwicklung. X. SS. 38~40. G. Adelman, Die soziale Betriebsverfassung usw. S. 49.
- (18) F. Schunder, a. a. O. S. 63.
- (19) Entwicklung. X. SS. 29~32. Die Gratschaft Mark. SS. 603~604. C. Goldschmidt, a. a. O. SS. 73~74. G. Gebhardt, a. a. O. SS. 17~22. F. Schunder, a. a. O. SS. 61~63. W. Fischer, a. a. O. S. 15 S. 17.
- (20) 「当該立法はこれらの改革がルールの石炭工業の発展に一時期を画した。従来鉱山官庁により念入りに指導された価格、販売生産の規制が除去されてのち、はじめて経済的諸力が自由に展開しうることになった。経済的攻撃の不利にたいする弱者の保護と既存経営の人為的維持にかり自由競争が現われ、より大きな力と投機的大胆な企業精神に広い見透しを聞いた。当時の発展段階においては法律諸関係に貫徹する個人主義的秩序が、零細経営を競争無能にする資本主義的に経営された企業の展開をうら緊張を惹起した」(傍点一引用者)(C. Goldschmidt, a. a. O. S. 74.)。

- (21) Ibid. S. 73.
- (22) F. Zunkel, a. a. O. SS. 268~269.
- (23) Entwicklung. X. SS. 34~35. F. Zunkel, a. a. O. SS. 268~269. S. 272. SS. 273~274.
- (24) F. Zunkel, a. a. O. SS. 271~272.
- (25) F. Schüster, a. a. O. S. 34. S. 49. G. Gebhardt, a. a. O. S. 20. S. 504. F. Schunder, a. a. O. SS. 32~40. S. 61. G. Adelman, Die soziale Betriebsverfassung usw. S. 53. S. 63. など。炭坑共益協会は全ドイツに大きな影響を及ぼすこれを模範とした諸組織が結成される動機となった。その著名なものとして(1)1900年成立の、Verein für die bergbaulichen Interessen "in Zwickau" (2)1906の、Oberschlesische Berg- und Hüttenmännische Verein "。 (3)1907年の、Berg- und Hüttenmännisch Verein " in Wetzlar" (4)1914の、Verein für Berg- und Hüttenmännische Interessen im Aachener Bezirke "。(5)1934の、Verein für die Interessen der rheinischen Braunkohlenindustrie "。(6)1935の、(F. Schunder, a. a. O. S. 48.)。

また、現在の炭坑共益協会の組織については、日本石炭協会『独和英、鉱業用語辞典』付録Ⅰ—Ⅸ、を参照のこと。

さらに、炭坑共益協会の推進した集中運動は炭坑と炭坑との水平的集中(「Ⅱ鉱区合併」であったのたいし、九三年のライン・ヴェストフアレーン石炭シンジケート形成後に進展した集中運動は主として垂直的集中(「Ⅱ混合企業の形成」であった点

と相違があった (Vgl. F. Schlüter, a. a. O. SS. 33~38.)。

(26) F. Schunder, a. a. O. S. 37. F. Zunkel, a. a. O. S. 269.

(27) 拙稿「ライン織維工業における直接的生産者の状態と『三月運動』」頁三五参照。

(28) F. Zunkel, a. a. O. S. 270. なお、以上のようにルール石炭鉱業企業家団体と官僚層の癒着が進行し、ユンカー・ブルジョアの構成が形成されていったのであるが、この過程で従来鉱山官庁が『監督原則』を中心に遂行した中間層維持政策を『査察原則』への移行に伴ない企業家団体が引継いだ点に注意しておきたい。

この点は独占成立期におけるライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートにたいするつぎのような指摘から看取される。「一八五一年の零細企業が監督制度を手離せうと欲しなかったのと同様に、……中経営はライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートに依存しており、……シンジケートは中間層政策を追及し、小経営にたいする、一種の保険所、大経営にたいする制限となつたのである」(傍点—引用者)(C. Goldschmidt, a. a. O. SS. 92~93.)。

もとより、ここにおいてもシンジケートによる中間層維持という意図の引つぎにもかわらず、客観的結果としては小炭坑にたいする大炭坑、とりわけ鉄との混合企業の勝利の過程が進行し、一九〇三年九月一五日の改組により「シンジケートは、むしろ、小炭坑や単純炭坑を犠牲にして、大混合鉄企業の利益をおしすすめるための手段に転化した」(大野英二『ドイツ金融資本成立史論』頁七一、なお頁六六~六七、七〇~七一をも参照のこと)また Vgl. F. Schlüter, a. a. O. S. 39.) であつた。

ともあれ、『三月前期』におけるプロイセン領邦絶対主義の中間層維持政策を企業家団体が引ついでいったところに、ユンカーの階級的利益追及と、領邦絶対主義からその一亜種としての似而非ボナパルティズム社会構成への再編過程を辿っていたプロイセン領邦国家の社会的基盤維持の意図とを基調として、これにルール石炭鉱業ブルジョアジーが妥協、癒着していったことが示されており、まことに『三月革命』の挫折がここにも反映しているといえよう。

(29) Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*. Ed. I. Tübingen. 1963. S. 193. 梶山力、大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』下巻、岩波文庫、頁二二五。

(30) Vgl. F. Zunkel, a. a. O. SS. 274~275. 大野英二『ドイツ資本主義論』頁四〇八以下参照。

(31) F. Zunkel, a. a. O. S. 275.

(32) F. Schlüter, a. a. O. SS. 13~17. SS. 18~19. F. Schunder, a. a. O. SS. 62~63.

ルール石炭鉱業の展開とプロイセン鉱業法(完)(川本)

- (33) H. Blumberg, a. a. O. S. 175.
- (34) F. Schlüter, a. a. O. S. 26. より作成。
- (35) *Ibid.* S. 27. より作成。なお、この時期に鉱山業、機械工業部門で新設された株式会社数は二六九にものほり、石炭鉱業部門では少なくとも二〇〇の深部採掘設備が建設されたといわれる(F. Schunder, a. a. O. S. 211.)。
- (36) F. Schlüter, a. a. O. SS. 9~10, SS. 13~14. F. Schunder, a. a. O. SS. 62~63.
- (37)(38) F. Schlüter, a. a. O. SS. 13~14.
- (39) C. Goldschmidt, a. a. O. SS. 55~56. F. Schlüter, a. a. O. SS. 25~28. G. Gebhardt, a. a. O. S. 16. F. Schunder, a. a. O. S. 211. 十三年恐慌時に株式会社から鉱山共有組合に転化した主要会社として、(1) Schalker Gruben- und Hüttenverein, (2) Westfalia, (3) Massen, (4) Concordia, (5) Königin Elisabeth, (6) Centrum, (7) Wilhelmine Viktoria, (8) Dannenbaum, (9) Courl, (10) Volmond, (11) Bergisch-Märkischer Bergwerksverein があげられる。(37) (38) (39) は八九~九〇年の好況期に Consolidation, Westfälische Stahlwerke など主要型の転化を示している(F. Schlüter, a. a. O. SS. 28~29)。また、個別企業として Dannenbaum, Concordia, Massen, Courl の諸会社がとくに頻繁に転換を遂げたといわれる(*Ibid.* S. 28. など)。このコンソリデーションの詳細については Vgl. *Ibid.* SS. 47~48. Hundert Jahre Concordia. Die Geschichte einer Zechе. Oberhausen. 1950. S. 14. S. 51. S. 62.)。
- このように両者の間に流動関係が成立しえた理由は既述のように鉱山共有組合への商人の介入によりこれが間接制度と類似の関係に再編され、鉱山共有組合員が機能資本家と無機能出資者に分化していったことに加えて資金需要充足の難易に異なる要因があった。好況時には株式発行の容易なことおよび出資資金が確定していることで信用能力が高いことから株式会社への転換がなされ、不況時には新株発行と信用獲得が困難であるため、必要資金を追徴金徴収の形態で充足する鉱山共有組合への転換が行われたのである(F. Schlüter, a. a. O. S. 28. S. 54. S. 60.)。
- このように両者の流動関係は資金需要充足問題を一要因としていたので、二四~五七の最初の創立熱狂の年を中心にルール石炭鉱業における資本調達について簡単に触れておきたいと思う。この時期に開設された深部採掘立坑炭坑の総費用〔鉱区獲得費+立坑掘り下げ費+石炭搬出道路建設費〕は一炭坑当り五〇万から一〇〇万ターラーの巨額に達したと推定をしようのであるが(F. Schunder, a. a. O. SS. 202~203. G. Adelman, Die soziale Betriebsverfassung usw. S. 49.)、その資金源はいろいろであった。

(1) 外国資本。「前世紀の五〇年代に工業」とくに「鉄山業の巨大な建設を可能にするため、プロイセンの重要な資本額は輸入された。この時期に発行された株式資本の三分の一以上はプロイセン以外で蓄積された。この資本は第一に鉄山業に利益を与えたのであるが、株式資本の三七%以上は他のドイツ諸邦と外国から流入した」(傍点引用者)(H. Blumberg, a. a. O. S. 192.)といわれているように、この期の巨大な投下資本の重要部分はイギリス、フランス、アメリカ、スウェーデン、ベルギー、フランス等の外国資本により充足された(F. Schüster, a. a. O. S. 25; G. Gebhardt, a. a. O. S. 15; S. 19; F. Schunder, a. a. O. S. 204; H. Blumberg, a. a. O. S. 192.)。このほかの典型として五六年にマイルランド人 W. T. トルウマニー (Wilhelm Thomas Mulvany) により設立されたベルニム鉄山共有組合 (Gewerkschaft Hibernia) があげられる(その詳細は *Vgl. Die Grafschaft Mark*, S. 579; N. J. G. Pounds, a. a. O. p. 66; G. Gebhardt, a. a. O. S. 20; W. O. Henderson, Britain and Industrial Europe 1750~1870. Studies in British Influence on the Industrial Revolution in Western Europe. Liverpool, 1954. pp. 156~158. pp. 179~193.)。

しかし、外国資本の圧倒的優位のもちで設立された株式会社にあっても「プロイセン政府がその認下に当り社長(Präsident)と取締役 (Verwaltungsrat) の過半数が内国人により構成されるよう定款で明示することを命じたため、外国人の実際の支配から免かれ」(H. Blumberg, a. a. O. S. 195.)、七一~七三年の第二の創立熱狂の年には外国資本はそれに先立つ不況期と戦争の結果著しく後退し、この期にはベルリン大銀行を中心にルール石炭鉄業株式会社の設立が進行した (F. Schunder, a. a. O. S. 211; 大野英二『ドイツ金融資本成立史論』頁六八~六九)。

(2) ルール地方内部からは、たとえば F. グリロ (Friedrich Grillo) 主導のコンホルテームによる新エッセン鉄山会社 (Bergbaugesellschaft Neu-Essen) 設立を示される商業資本 (Vgl. W. Däbritz, a. a. O. SS. 31~32; G. Gebhardt, a. a. O. S. 20; H. Blumberg, a. a. O. S. 197.)。

(3) 『三月革命』のちなかに株式会社を改組されたシャーマンハウゼン銀行 (A. Schaaffhausen'scher Bankverein in Köln) が四九年一〇月二日に株式会社として認可されたケルン鉄山会社 (Kölner Bergwerksverein) と五二年のクルター鉄山冶金会社 (Hörder Bergwerks- und Hüttenverein) の発起業務を主導した例を示される銀行資本 (Die Grafschaft Mark, S. 579; H. Blumberg, a. a. O. S. 197; 大野英二『ドイツ金融資本成立史論』頁三二~三三)。

(4) 五〇年代においては過大評価をすべきことはなきにせよ、プロイセン東部よりのマン、カー、刺、余のルール石炭鉄業への流入 (H. Blumberg, a. a. O. S. 198.)。以上である。

以上の資金源から五〇年代ルール地方における資本市場が狭隘であったこと「その一因として当時株式額面価格が原則として一〇〇ないし二〇〇ターラー、稀にはそれ以上という高額であり、「労働者の株式会社への参加はなかった」点があげられる(H. Blumberg, a. a. O. S. 202.)」を指摘できるのであるが、この点に立入ることを差控え、ここでは(4)について、W・ツォルンがプロイセン工業化を考察するさい、豊作とイギリス穀物法撤廃以降の小麦輸出増大等により大土地所有者のもとに現金が蓄積され、それが鉄道建設を中心とする株式投機に流れたこと、いわゆる「貴族のブルジョア化(Verbürgerlichung des Adels)」の重要性を指摘して「プロイセンではイタリーと同様に農業部門で形成された資本が一部は工業化へと流入した。西ドイツ企業家層はかれらと異って農業者が株式取引所に関心を示すのを憤怒をもって眺めた」と述べている点(W. Zorn, a. a. O. S. 258, S. 260.)、およびH・ブルームベルクが「エンカーの重工業建設への参加、とりわけ鉱山業への実際の参加は非常に重要な意義を与えられなければならない」というのは、その結果経済的観点においてもまた大ブルジョア、トロンカー、の利害の一致(Interseengleichheit)が、それゆえにドイツにおける経済的・政治的支配権を帝国において所有した社会的勢力が強化されたがゆえにである」(参照引用者)と述べている点(H. Blumberg, a. a. O. S. 202.)に注目してきたいと思ふ。「ヘルム河を境とする東西の相廻する社会構造のユニカー的剰余の流通を通じての結合の一局面(松田智雄『新編「近代」の史的構造論』頁二五六～二五七、大野英二『ドイツ資本主義論』頁二九四～二九五参照)。

- (40) F. Schüter, a. a. O. SS. 28～29.
- (41) H. Blumberg, a. a. O. S. 191
- (42) ルール地方南部に広汎に残存した小炭坑が一九〇〇年恐慌の打撃のもとで一九〇五年ルール炭坑争議の導火線となった点については、大野英二『ドイツ資本主義論』第二部第三章を参照のこと。
- (43) G. Adelman, Die soziale Betriebsverfassung usw. SS. 53～54.
- (44) W. Fischer, a. a. O. SS. 16～17. G. Adelman, Die soziale Betriebsverfassung usw. SS. 52～56.
- (45) Die Grafschaft Mark. S. 603. Entwicklung. X. S. 36. G. Gebhardt, a. a. O. SS. 20～21. G. Adelman, Die soziale Betriebsverfassung usw. SS. 56～59.
- (46) W. Fischer, a. a. O. S. 17. G. Adelman, Die soziale Betriebsverfassung usw. SS. 58～60.
- (47) G. Adelman, Die soziale Betriebsverfassung usw. S. 66. S. 68. G・ブーデルマンは坑夫の出自をルール地方を四つの発展ゾーンに分類してこれを「①＝発展経過」②坑夫出自」。

(1) ルール・タール。①一九世紀初頭以降の横坑小炭坑の残存。②坑夫は地元民で農業にも従事。他所者坑夫の流入はほとんどなし。

(2) ヘルヴェーク・ゾーン。①一九世紀初頭に横坑深部採掘炭坑建設開始、四〇年代にF・ハニエル、M・シュティンネスによる泥灰石貫通立坑建設を経て五〇年代に現在の炭坑の大部分が創設され、エッセンが石炭都市に発展。六〇年代以降の新設は小。②坑夫出自は世紀の中葉には周辺農村のケッター(Kötter)から坑夫、近辺都市より日雇(Tagesarbeiter)、本来の専門坑夫と指導者(Vorgesetzten)はルール・タールから、(1)で最初の創立熱狂の年には、郡長の広告によりライン・ヴェストファーレン農業地域より広く募集(Duisburg, Disseldorf, Rees, Moers, Kleve, Mettmann, Bochum, Recklinghausen, Minden, Herford, Höxter, Warburg 郡より)。六〇年以降、ヘッセン選帝侯国、ヘッセン大公国、リッペンとヴァルデック侯国等より春に來て冬に帰る季節坑夫が流入するようになり、その大部分は数年後に家族を招きこの地方に定着(六五〜七〇年間の流入者数は六八、六八二人、うち七九%がライン・ヴェストファーレン地方、八%ヘッセン地方、五・四%他のドイツ諸邦、四・五%外国とくにオランダ、二・一%東エルベ地方、その半数はヴァルデンプルグ地方(ニーダー・シュレージエン)より)。

(3) エムシャー・ゾーン。①五〇年代に発展開始、中心地はオーベルハウゼンで主要会社はコンコルディア。②近辺農村労働力はグーテホフヌク冶金所に雇傭されたため、坑夫の大部分はライン・ヴェストファーレン、ヘッセン、テューリンゲンより流入。八〇年以降シュレージエン、ポーランドより移動。九三年にオーベルハウゼン炭坑で一三・八%が東部諸州出身。

(4) フェスト丘陵地。①五六〜六三年にアレンベルグ鉱業株式会社(Arenbergische AG für Bergbau und Huttenbetrieb Essen)のプロスペクト立坑I (Prospektschacht I)がエムシャー南部のボルベックからフェスト・レックリングハウゼンのポトロップに移動以後発展。②最初ポトロップ近辺、とくにその北部の労働力を雇傭、七一年にオーベル・シュレージエンで募集活動開始、七六年にポトロップにポーランド人住宅建設以降東部よりの流入が増大し、二〇世紀初頭坑内労働者二六、〇〇〇人中五・三%がオーベル・シュレージエン、一四%ヴェストファーレン、一三%その他の西と南ドイツ、九%ポーゼン、西プロイセン、四・八%東プロイセン、四%ロシア、ポーランド、オーストリー、イタリー、オランダ、〇・八%ニーダー・シュレージエン出身。

なお、住宅建設についてみると、オーベルハウゼンでは五四年にコンコルディアがルール地方最初の住宅を建設し(五七年に四四家族居住)、ついでグーテホフヌク冶金所が五八年に四〇住宅をもった一〇家屋を、七〇年には二四九住宅の八〇

家屋を建築。ポ、ト、ロ、ッ、プ、では、アレンベルグが六〇年代中葉に鉱山職員のための最初の住宅を建設し、六九年に独身者用住宅が、さらに七〇年以降の外国労働者の大量流入後建築が本格化。そのさい、初期には会社の援助をともなつた分譲住宅の建設であつたのが、間もなく借家としての炭住（Zechenhäuser）建築に重点が移行した（Ibid. SS. 68~77.）。

(48) 大野英二『ドイツ資本主義論』第二部第二章、とくに頁二九二参照。

IV 『三月後期』⁽¹⁾ ルール石炭鉱業展開の帰結

〔A〕 ルール地方南部の状態。ルール地方南部における状態の考察を、鉱業法改革の要約を示すと同時に基礎過程分析の出発点ともなる鉱区所有の検討から始めたいと思う。

六、五年、プロイセン、一般鉱業法の鉱区についての法的規定を中心に考察をすすめるならばつぎの如くである。① 鉱業権の取扱い手続きが簡略化された点は『監督原則』解体を考察したさいに述べた通りである。② 鉱区の認可規模は地表面積で決定され、深さは無制限の拡大が許されたが、最大規模は五〇〇、〇〇〇平方ラハター⁽²⁾二、一八九、〇〇〇平方米に制限された（修正クレイフェ・マルク鉱業条令の方形鉱区のばあい一、〇三三、一三八平方米）。この結果、法律で認められた直線鉱区の方形鉱区への転化申請はほとんどなされなかつたのにたいし、方形鉱区の面積拡大はすべてのばあいに利用された。③ 特別法地域では私的鉱業特権所有者（die Bergregal-Inhaber）が当該地域に埋蔵された鉱物を自由に自身で採掘ないし採掘権を他人に貸与しうることを保障され、上述の規定より除外される。

鉱区規模規定変更の背景には五〇年以降ルール石炭鉱業の重点が北部に移行したという事情が存していたのであるが、この鉱区規模のもつた経済的意義について、C・ゴールドシュミットはつぎのように述べている。「1」

の時代以降ラインラント・ヴェストファーレン鉱山業の先駆者が一般的にはじめてルール・タールを去り地区の北方へ進出した……。旧い諸規定と法律にもとずいて採掘許可された鉱区は余りにも狭少であった。……なるほど一八六五年法にしたがって有望な作孔の基礎上で獲得されうる個々の最大面積鉱区もまた空間的には余りにも狭少であった。この結果、深部採掘設備の収益性は建設費によって調達された固定資本がその損耗のために生産費中比較的高い割合を占めることなしには確保しえないというのは正しい。三―四の最大面積鉱区の所有ではじめて正常な石炭価格において投資された固定資本の適度な利子負担と償却を保障するに十分であると考えられた⁽³⁾」(傍点―引用者)と。

このように六五年法における鉱区最大面積は旧法のばあいより拡大されたとしても、依然として利潤確保のためには余りにも狭少であった。このため、④鉱区合併の容易化が配慮された。「そこで他方一八六五年の法律は故意に鉱区面積狭少を緩和する目的で鉱業権の集積 (Akkumulation) を支持した〔一七―一九条〕。なるほど広範困な地層調査なしの一試掘のみの基礎上では広大な領域の私人への採掘許可は与えられなかったが、しかし法律は選ばれた境界線の二点が二、〇〇〇ラハター¹¹四・一八四軒以上離れていない限り任意の形態での鉱区拡張を許可した。……この最後に述べた規定が所有関係の革命、少数者の手への鉱区の集中を結果したのである」⁽⁴⁾。

こうして法律は一応鉱区合併の容易化を配慮してはいたものの、実際の結果として巨大な経営技術単位が生み出されたのは稀であったといわれる。「ラインライト・ヴェストファーレンの石炭鉱業においては現在でも間違った諸前提の基礎上で主張されているように、巨大経営への集中は存在していないし、自然必然的に、合理的であるがゆえに自然的、技術的諸関係によって強制されてもいない。年生産三、六〇〇、〇〇〇トンから一、〇〇〇

〇、〇〇〇トン、労働者数一五、〇〇〇〜四、〇〇〇人の巨大企業はただ偶然的な経済単位であつて、経営技術的単位ではない。詳細に観察すればそれは大規模な技術的単位の集積（*Häufung*）として現われる⁽⁵⁾。「一九〇九年の官庁統計はルール地方において一六二稼行中の『鉱山業』を数えているが、われわれの計算にしたがえば三九六経営〔技術単位〕である⁽⁶⁾」。

以上、六五年プロイセン一般鉱業法における鉱区規模の規定を中心とした考察からつぎの点に留目しておきたいと思う。すなわち、①私的鉱業特権所有者者を規制外におくことにより、なにもまず東エルベ地域のユンカーの階級的利益が擁護されるとともに、②ルール地方においては小鉱区貸与の原則に併合の便宜をつけ加えることにより、南部における小企業維持を基調に北部における大経営発展の可能性を与えたのであった。このことは東エルベ地域ユンカーの階級的利益擁護規定のルール地方への拡大〔東の規定性の西への拡大〕と形成途上にある似而非ボナパルティズム社会構成の社会的基盤の温存策を基礎にその限界内で大経営展開への可能性を開いたことを意味し、ここにも『三月革命』挫折の一表現を認めることができよう。

こうした意味をもつ鉱区規模規定に要約される鉱業法改革の結果、ルール地方南部では、一九世紀初頭の発展段階に留まった小炭坑が、残存・維持されるに至つたのである。この実態の一端は前述の直線鉱区の方形鉱区への転化がほとんどなされなかつた点からも窺えよう。「ルール地方南部ではしばしば最小限度の鉱区が錯綜して入られており、鉱山業を不可能ならしめたのである⁽⁷⁾」。

こうした小炭坑の販路は主としてその周辺にあつたといわれ、その理由は貨車、船舶輸送のさいの最小積載量以下の採炭量しかなかつたため、遠方への販売が不可能であつた点に求められる。「零細経営は非常に小さかつ

たので炭坑の周辺で販売した。その販売半径はとりわけ毎日の生産が貨車で運送することができないほどのものであり、船舶輸送にとつてははるかに及ばなかったと考えられることにより制限されていた。たとえばベルク・マルク鉄道は貨車当り運搬最少量が一〇〇ツェントナー、リッペ河での正規の船舶運送は一、五〇〇シェッフエル、ほぼ一、五〇〇ツェントナーであった。ホッカーはエッセン郡のみで一八六四年になお六四炭坑中一六が年三六、〇〇〇ツェントナー以下を採掘し、それゆえにその低い採掘量から馬車による販売か、不均等な生産のゆえに石炭商に販売したと述べている。⁽⁸⁾「(傍点―引用者。このエッセン郡における零細炭坑と同じ状況がルール・タール地方においても展開していた。ここでは農・鉱未分離の地元坑夫を中心として、一九世紀初頭以来の横坑小炭坑が数多く残存していたのである。⁽⁹⁾」

以上がルール地方南部の状態であった。ここでは零細直線鉱区の基礎上でその周辺に販路をもち、一九世紀初頭の横坑採掘技術に留まっていた小炭坑が多数残存していたのである。つぎにわれわれはルール地方北部における石炭鉱業展開の様相とその方向について販路を中心に考察をすすめていくことにしよう。

〔B〕ルール地方北部での展開とその帰結。五〇年代以降の鉱業法改革は以上のようにルール地方南部における小炭坑残存の機能をもつとともに、北部における石炭鉱業の展開にたいして促進的な作用をも併せもっていたのである。F・シュンダーはつぎのように述べている。「経済的自由主義の理念により担われ、プロイセン一般鉱業法に総括された一八五〇年代以降の鉱業法は、その進歩的で経済促進的な、企業家イニシアティヴに勇氣を与える諸規定によりルール鉱山業にたいしてその能率を高度に改善する可能性を与えたのである⁽¹⁰⁾」と。

ところで五〇年から七〇年までのルール石炭鉱業展開の様相よりつぎの特徴を指摘しえよう(第一表参照)。す

なわち、五〇年代には坑夫一人当り出炭高は減少を示し、石炭生産高の増大はもっぱら炭坑数と坑夫数増加に依存しているのたいし、六〇年代では炭坑数が減少、坑夫数が増大しているので、炭坑規模が大きくなるとも主として労働生産性の急上昇に起因して生産が飛躍的に増大している点である。J・クチンスキーは五〇年代から六〇年代へのこの変化を外延的搾取から集約的搾取への移行として特徴づけている⁽¹¹⁾。この展開の特徴を技術発展との関連でみると、主として開坑技術の発展と坑内運搬の進歩に起因しているように思われる。つきにこの時期の技術発展についての考察にすすむことにしよう。

(1) 開坑技術。①立坑開き⁽¹²⁾には一九世紀中葉以降機械力が使用されるようになった。五三年にベルギー所有のダールブッシュ炭坑(Zeche Dahlbusch)でキント・シヨウドロン法(Kind-Chaudron'schen Verfahren)が使用され、一ヶ月間で一・五〜八・五米の掘り下げが可能となった。この方法は四九年にザクセン鉱山技術者K・G・キント(Karl Gotthelf Kind)がベルギーでえた掘り下げと水密壁巻き法の特許(ein Patent auf sein Verfahren zum Abbohren und wasserdichten Verkleiden von Schächten)を基礎とする。衝撃ボーリングは手動のかわりに蒸気機関のピストンの引綱にビームを連結して行い、一二四米の深さの口切り立坑を掘り下げ、それを拡大していく。拡大には下が鉄、上が木材のロッドを使用し、岩石を破碎し、湧水が出たところでの泥土を『匙(Löffel)』とよばれるブリキ円筒で除去するという方法であった。なお、この開き法は世紀の交に井筒沈下立坑法(Senktschachtverfahren)が出現する⁽¹²⁾まで用いられた。②作孔では五九年にライン・プロイセン炭坑I(Rheinpreußen I)で蒸気力利用の大型沈澱のみ(große Sackbohrer)が利用⁽¹³⁾。③築壁には五五年にヒベルニア炭坑ヘタビング法(鉄板防水壁⁽¹⁴⁾)が導入⁽¹⁴⁾。

(2) 運搬技術。①坑内運搬では、五〇年代に多くの水平坑道が建設され、立坑より切羽への距離が大となったため、運搬夫による人力運搬にかわり馬匹運搬の導入開始（世紀の交にルール地方で坑内運搬に七七八、〇〇〇頭が従事⁽¹⁵⁾）。なお、坑内支保には従来の樺材にかわり五五年より樅材を使用、さらに六九年にはアーチ型鋼支保が導入⁽¹⁶⁾。②入・出坑では五二年にゲヴァルト炭坑（Zeche Gewald an der Ruhr）で最初の昇降機（Farkunst⁽¹⁷⁾）が設置⁽¹⁷⁾。

(3) 補助過程技術。①通気では五〇年代に特別通気が必要となり、最初鍛冶屋の輪が使用されていたのが、六〇年代に手動扇風機の先駆である通気トロンメル（„Wettertrommel“）にかわり、七〇年代に手動扇風機の使用へ移行⁽¹⁸⁾。②選炭。コークス炭の必要から四九年にヴィクトリア・マチアス炭坑（„Victoria Mathias“）において最初の分離場（Separation）⁽¹⁸⁾ すなわちふるいわけ場（Sieber）と選炭場（Wäsche）が設置され、ドレスデンより購入した手動のジグのハッチ（Setzkasten）を装備。ついで五四年に大石炭片を小さくするため蒸気力破砕機が導入。また、選炭場ではジグを中心に手選の方法がとられていたのが、七一年に手選ベルトが導入⁽¹⁹⁾。

(4) コークス化技術。五一年にベルギーで最初の反射炉（Flammöfen）が建設され、水平火室炉（Horizontalkammerofen）とともに垂直火室炉（Vertikalhammerofen）も建造されるようになり、これがルール地方にも伝播。六七年にはヴェストファーレンに最初の副産物回収式コークス炉が導入⁽²⁰⁾。

以上のように四〇年代に、産業革命の本格的進行開始をみたルール地方北部石炭鉱業は、五〇年代以降、鉱業法改革を一契機として立坑建設の進捗と坑内運搬技術等による労働生産性の向上がすすみ、ここに産業革命の本格的進行期そのものを迎えることになったのである。ところでこの結果、鉱業法改革↓技術進歩↓採炭量の増大の連鎖を辿り、『三月後期』、とりわけ五七年恐慌以後炭坑共益協会を中心とする販路の開拓問題をルール石炭鉱業にと

つての最緊急課題として日程にのぼせるに至ったのである。こうして『三月前期』にルール石炭鉱業展開の出発点となった販路の拡大が、『三月後期』にはルール石炭鉱業展開の帰結点として販路の狭少という矛盾を生み出すに至ったのであった(販売拡大↓技術発展⇨生産増大⇨修正クレーフエ・マルク鉱業条令の極格化)↓『三月革命』↓鉱業法改革↓技術発展⇨生産増大↓販路の狭少)。そこで『三月後期』における販路開拓努力とその帰結についての考察に移りたいと思う。

すでにみたように五七年恐慌によるルール石炭鉱業の苦境を共同行動によって克服する目的で設立された炭坑共益協会の最初の課題は販路の拡大と鉱山貢租の軽減の二点に力点がおかれ、そのさい販路拡大にたいし最大の努力が注がれたのは鉄道建設と鉄道運賃の改善であった。⁽²¹⁾ルール石炭鉱業地域における主要な鉄道は、既述のように(1)四三年に設立されたケルン・ミンデン鉄道(Deutz-Oberhausen-Dortmund-Hamm-Bielefeld-Minden=D・H・ンギン(David Hansmann)主導)と(2)同じく四三年設立のメルク・マルク鉄道(Elberfeld-Schwelm-Dortmund-Soest)の二つであり、これ以外には(3)六二年に建設され石炭鉱業に重要な影響をもったといわれる Witten-Bochum-Oberhausen-Mülheim-Duisburg 間の鉄道まで待たなければならなかった。⁽²²⁾

ところでこれら鉄道と炭坑との間の連結線による結合の最初は、とくに位置に恵まれていたものに限られたのであるが、四八〜四九年に早くも行われている。すなわち、(1)メルク・マルク鉄道と連結した炭坑⇨Zeche Louise Tiefau, Nachtigall, Louisenglück, Franziska Tiefau, Glückauf, Juliane, Ruhrmannsbank, Verlorener Post、(2)フンツ・ヴァルヘルム鉄道と連結したZeche Charlotte, Mönkhofsbank, Maria Anna, Steinbank、(3)ケルン・ミンデン鉄道との結合⇨Zeche Königin Elisabeth, Carolus Magnus, Constantin der Große、⁽²³⁾それら⁽²⁴⁾

この連結線の敷設は炭坑側の支出でなされた。たとえば五〇年代にマグデブルグ鉱山会社 (Magdeburger Bergwerksgesellschaft) のばあじ一〇万ターラー、アレンスベルク鉱山会社 (Arensberg Bergwerksgesellschaft) のとき一二万ターラーを要したといわれ、また設備維持、連結線経営費も炭坑の負担であった。連結線が建設されないばあいには多くの炭坑は鉄道まで道路を建造し、車 (Karren) で石炭を駅まで運送したのであった。⁽²⁴⁾ こうして五〇年代以降、鉄道が石炭輸送の重要手段となってきたのであるが、そのさいすでにみたようにルール地方における鉄道は資金難から地価の高い工鉱業中心地を回避して敷設されていたため、とくに北部を走るケルン・ミンデン鉄道を利用しようとする志向が強くなり、これがルール石炭鉱業地域の北方への拡大を結果する主要原因として作用したといわれる。⁽²⁵⁾

このように五〇年代以降、鉄道が石炭輸送の最重要手段となってきた。この第一の結果は、鉄道の従来、水路運搬とくにルール河利用にたいする勝利であった。マルク地方諸炭坑出炭量中五二年には、鉄道での運送量二四三、二五〇トン、ルール河での輸送量二六四、二五〇トンであったのが、五五年には前者によるもの三九二、八九〇トンにたいし後者のばあい三六五、八一〇トンと両者の関係が逆転している。その後六〇年代末までルール河を通じての運送量はほぼ同じ量に留まっていたのであるが、その全出炭量中の比重は五〇年の三四%から六七年には六・六%へと低下していった。⁽²⁶⁾

こうした鉄道勝利の理由は、(1) 運送費の低廉 (五〇年にケルン・ミンデン鉄道で一籽米トン当り三・七〜四・四プフェニヒ、ベルク・マルク鉄道で六・二プフェニヒであったのにたいし、ルール河のばあい公課 (Abgabe) が五〜七・二プフェニヒ)、(2) 規則正しさ (ルール河は干ばつ等で水位低下すれば航行不能)、(3) 輸送の安全、の三点にあった。この

結果、六九年のダールハウゼン、ハッティンゲン線、七〇年のダールハウゼン、ヘルデック線開通後はルール河による石炭輸送は完全に廃止され、六八年のルール河諸掛り物 (Ruhrgüter) の撤廃もこれをくいとめるには運きに失したといわれる。なお、リッペ河による運送はルール河以前に停止の憂き目をみている。これにかわり石炭は鉄道によりライン河に運ばれるようになったのであった。⁽²⁷⁾

これに加えて、第二の結果として鉄道は陸路運送にも勝利した。ルール石炭鉱業全出炭量中陸路運搬の比率は五〇年の四六%から六〇年には二一%へと低下したのたいし、鉄道運輸の比率は二五%から五五%へと上昇したのであった。⁽²⁸⁾ こうして鉄道が石炭輸送の主軸となってくるにしたがい、運賃が高率であったこと、および鉄道会社により不均等であった点、の二点が問題となってきた。

運賃の高率は競争線の不在による既存鉄道会社の独占的地位に起因していた。その結果、(1)新線の建設と経営手段の調達に鈍重であり、(2)行政面で官僚的となり、運送者にたいして不愛想との非難が生じるとともに、(3)不況時においても高配当を行い、(4)六二年以降石炭輸送量が顕著に増大し、車輛不足が生じたさいには下級職員への贈賄汚職が耳目を驚かすに至ったのであった。⁽²⁹⁾ こうした背景のもとで運賃値下げの声が高まり、五〇年代初頭に発するいわゆる一プフェニヒト運賃 (Einfennigheit) 導入のための闘争が五七年恐慌以降炭坑共益協会に引きつがれて展開されることになったのである。⁽³⁰⁾

六二年以降石炭輸送量が顕著な増大を示しはじめるや、運賃の高率に加えて、ある鉄道から他の鉄道へ車輛を移すにさいしての移行手数料 (Übergangsgeldern od. Abfertigungsgeldern) の高額、さらには鉄道利用のため会社の鉄道近辺への移動の必要から生じる龐大な支出、等に非難が集中し、こうした問題を解決するための競争線

の設置が、課題として浮かび上がり、六〇年代初頭より炭坑共益協会をはじめ商工業代表者が、主としてライン左岸を活動分野としており、G・メヴィッセン (Gustav Mevissen) の指導下にあつたライン、鉄道会社 (die Rheinische Eisenbahngesellschaft) のクレフェルト近辺オステラートからルール石炭鉱業地域への乗り入れを要望したのである⁽³¹⁾。

これにたいしケルン・ミンデンおよびベルク・マルク鉄道会社は反対を唱えたのであるが、これを押しきつて六六年にオステラート、エッセン線が、六七年にはウエッケンドルフ、ヴァルテンシャイド、ゲルゼンキルヘン、ヴァンネ、ヘルネ線が、さらに七四年にはウエッケンドルフ、ヴァルテンシャイド、ポッフーム、ドルトムント線が開通した。しかもライン鉄道会社は低率運賃を採用したので、六七年には炭坑共益協会がこれにたいして感謝の辞を述べるに至っている⁽³²⁾。

この結果、六一年にイギリス炭と競争する必要から輸出炭に限定されていたとはいえ、マグデブルグ線で一ブフェニツヒ運賃が実現されたのを例外として、六六年以降さまざまの線で、ライン、鉄道会社の低率運賃が採用されるようになっていった⁽³³⁾。もとより外国競争にうちかつための低率運賃の実現は、七五年になおドイツ国内で一、五〇〇以上の異つた運賃率が存在していたという事情のもとでは容易ではなく、七三年を起点に八一年には一応終了したといわれる幹線の国有化によりはじめて運賃制度の統一が果されたのであつた (ライン地方最初の国有化は七九年二月三〇日のケルン・ミンデン線一、一〇八籽米、ついで八〇年初めのライン鉄道会社の一、三五六籽米、さらに八二年一月一日にベルク・マルク鉄道会社の一、三〇〇籽米⁽³⁴⁾)。では以上の五〇年代以降の主要運輸手段としての鉄道の登場と従来の水路、陸路輸送にたいする勝利、および低率運賃導入の結果、ルール炭の販路にいかなる変化が

生じてきたであろうか。

五〇年から七〇年にかけてのルール炭の販路はつぎの如くであった。(1)第一にもっとも重要なのはルール地方内部での販売である。そのさいの主要消費者には二つがあった。①第一はコークス高炉、製鋼所、鑄鋼所である。これらによる石炭消費は五一年から五六年の期間に出炭高がほぼ二倍に増大したにもかかわらず、その比率は六・八%から一七%に増大した〔絶対量では六倍に増加〕。鉄鉱石一〇〇重量ポンドを溶解して二八・八ポンドの圧延鋼製品を製造するには一七三ポンドの石炭を必要とし、したがって鉄鉱石対石炭の比率はほぼ一對二を必要としたのであった。⁽³⁵⁾

このさい注意すべきことはルール炭の主要消費者に地域内部の鉄鋼業が成長してきたことがのちの石炭と鉄との結合をもたらす主要原因となった点である。すなわち、五四年におけるヤコビ、ハニエル、フィッセン商会（die Firma Jacobi, Haniel und Hüssen）によるグーテホフヌンク冶金所へのコークス供給目的でのオーベルハウゼン鉱山会社（Steinkohlenbergwerk Oberhausen）の設立、同年のヘルデ連合（Hörder Verein）〔のち Phoenix, Aktiengesellschaft für Bergbau und Hüttenbetrieb と合併〕による鉱区の獲得、六八年のボッフム連合（Bochumer Verein）のマリノ・マンナヒュタインバンク（Maria Anna und Steinbank）取得とクルップのハンノーフェル鉱山（Bergwerk Hannover）獲得、七二年のユニオン（die Union）〔のち Deutscher-Luxemburg と合併〕のグリニェックアウフ深部採掘（Glückauf-Tiefbau）取得を先駆とし、七三年恐慌以降に本格的進行をみる製鉄所炭坑（Hüttenzechen）と炭坑製鉄所（Zechenhütten）の形成〔大混合企業の形成〕がその結果である。⁽³⁶⁾

②つぎには蒸気機関燃料としての消費である。この消費は工場におけるよりもライン河航行の蒸気船の方が大

であったといわれているのであるが、出炭量の四〇%以上がこれに当てられたとい⁽³⁷⁾う。

(2) 第二は鉄道によりライン河に運ばれたのち、ライン河を通じてのルール炭の販売である。①一つはライン河上流諸邦、とくにバーデンに送られた。バーデンはルール炭とともにルール鉄鉄、ザール炭をも購入し、その結果、たとえばカールスルーエ機械製作所 (Karlshuter Maschinenbau) の大株主には五年に早くもルールおよびザール地方の大工業家が名を連ねていたといわれ、こうして工業関係における商品流通に発するルール資本の参加に加えて金融関係においても同じ過程が進行し、五三年設立のダルムシュタット銀行 (die Darmstädter Bank für Handel und Industrie) にはフランス資本とともにケルン資本も参加したのである。⁽³⁸⁾ なお、鉄道による西南ドイツとの交通が開かれたのちにはテューリンゲンにおいてザクセン炭と競争関係に入ったといわれ⁽³⁹⁾る。

②いま一つはニードル・ラントへの販売である。ここへの販売は下火になったと推定されるのであるが、六四年のオランダ石炭輸入関税撤廃と六八年のライン航行貢租 (Rheinschiffahrtsgabes) の除去によりなお採算のとれる取引であったといわれる。⁽⁴⁰⁾ 以上のライン河を通じての販売の中心地はミューールハイムとルール・オルトであり、M・シュティンネスとハニエル家がそのもっとも主要な担い手であった。⁽⁴¹⁾

(3) 第三にもっとも注目されるのは鉄道によるベルリンとブライメンへの販売、および鉄道そのものの消費である。①一五〇年代におけるベルリンへの販売は出炭高の一〇%であり、②ブライメンへのそれはイギリス炭の競争が激しかったためにそれ以下であったといわれる。しかし、六一年に前述のようにマグデブルグ線に輸出炭に限り一プフェニツヒ運賃が導入された結果、その年のうちにイギリス炭の競争を排して輸出が二倍に増大したといわれる。⁽⁴²⁾ ③こうしたベルリン、ブライメン等への石炭輸送に従事した機関車、そのものの燃料としての消費が最

後にあげられる。

以上のように五〇年代以降鉄道が主要運輸手段として登場してきた結果、鉄道によるベルリン、ブレーメンへのルール炭の販路が新たに開けてきた。そこで最後にこの販路面に生じた変化がドイツ資本主義構造の特質形成、および新ドイツ帝国創出といかにかかわりあつたのかについての検討を試み、小稿を閉じたいと思う。

そのさい、まず注意しなければならないのはベルリン、ブレーメンへの新販路が開けることにより、ルール石炭、鋳業の蓄積基盤がエルベ河以東地域に開けてきた点のもつた意義である。そこで、エルベ河以東地域に蓄積基盤が開けてきた点、およびその結果について、さらに敷衍して述べるならばつぎの四点となる。

すなわち、(1)第一は六〇年代に炭坑共益協会の努力目標の重点が販売促進におかれ、そのさい東部への石炭取引にたいする炭坑コンソルテューム (ein Zeckenkonsortium für den Kohlenhandel nach Osten) と石炭輸出協会 (der Kohlen-Ausfuhr-Verein) が形成され、東部への石炭販売と輸出にとりわけ力が注がれたのであるが、前者の努力の結果東部への石炭販売と東部よりの穀物、とくにライ麦の供給という商品流通が新たに形成されたこと〔穀物と石炭の流通の形成〕。(2)第二は後者、すなわちブレーメンを通じての石炭輸出への努力がルール石炭鋳業を、ユニカー階級および自由都市ハンブルグを中心とするハンザの末裔という自由貿易論を支える二大支柱⁽⁴⁵⁾にたしし政策面において接近させるという効果をもつたということ〔ルール石炭鋳業と、ユニカー階級およびハンザ末裔都市との政策面よりする利益共同態の形成〕。

(3)また、機関車燃料としての鉄道そのもののルール炭消費も、ユニカー階級の農業部門で形成した資本が鉄道建設に投下され、その鉄道がルール炭を消費するというユニカーとブルジョアジーとの経済的結合を媒介する役

割を果した⁽⁴⁶⁾こと〔鉄道を通じてのユニカー的剰余と石炭消費との関係の形成〕。(4)さらに小生産者の発展の径路を辿って抬頭したルール地方内部における鉄鋼業によるルール炭消費も、鉄鋼業が軍需品生産に、移行することにより〔たとえばクルップのばあい、五九年以降プロイセン軍隊に大砲供給⁽⁴⁸⁾、ホッフム連合のばあい、教会の鐘を主とする生産から大砲工場を建設して六六年以降生産開始⁽⁴⁹⁾〕、すなわち鉄鋼業自身が蓄積基盤をユニカー階級を支柱とするプロイセン軍隊に、したがってエルベ河以東地域に移行させることにより、結果的に石炭も鉄鋼業を通じて蓄積基盤を移行させたのみでなく、社会的側面においてもプロイセン軍隊とブルジョアジーの結合関係が形成された点〔プロイセン軍隊と鉄・石炭の経済的、社会的側面よりする結合の形成〕。以上である。

このように、主として鉄道が主要運輸手段となり、ベルリンとブレーメンにルール炭の販路が開けることにより、新たに穀物と石炭の流通を基軸として、ルール石炭鉱業が政策的にユニカー階級とハンザ未裔都市の自由貿易路線にくみこまれることとなり、ここにエルベ河以東地域におけるユニカー階級の利害関係に、ルール石炭鉱業、ブルジョアジーが編入されるという結果を生み出したのである。この点は、ドイツ資本主義構造の特質形成との関連では、商品流通を通じての側面からエルベ河を境とする東西の異質な社会構造を東を基底とする一つの再生産圏に包摂するに当って、一重要契機となったのみでなく、同時に新ドイツ帝国創出との関連では、創出のための基礎過程よりする一重要基盤をも準備する役割を果すことになったのである⁽⁵⁰⁾。

後者の点に關していえば、ルール石炭鉱業が東の規定性にくみこまれたことが、ルール石炭鉱業をも含めて総じてライン・プロイセン重工業と西南ドイツ諸邦との古くよりの経済関係の存在から南の諸邦を北のプロイセンの利害関係に包摂するにさいして橋渡しの役割りをも果すことになったからである〔小ドイツ主義の勝利〕。なお、

この役割りを果たすに当っては、ライン・プロイセン重工業と西南ドイツ諸邦との純経済的諸関係のみでなく、ルール石炭鉱業が政策面で自由貿易路線にくみこまれた点も大きな意義をもった。プロイセンがドイツ関税同盟内での経済関係と自由貿易政策とを、オーストリーを屈服させるとともに西南ドイツ諸邦を自己の陣営にくみこむ手段として利用したがゆえにである。W・ツォルンはつぎのように述べている。⁽⁵²⁾

「プロイセンは一八五三年に容認したオーストリーとの緊密な低率関税協定を一八六五年以来ドイツ国にたいする政策的考慮から再び振りすてようと試みた。そのさい、プロイセンは経済的に強力なドイツの強国として、経済的に遅れたオーストリーが容易に従いえないし、また欲しもしない自由貿易、とくに工業保護関税の廃止に努力した。……一八六二年にプロイセン政府はベルリン下院の賛成をえて普仏（間接的にはプロイセン・ベルギーおよびイギリス）協定を勝手に締結し、他の関税同盟諸邦に事後加入を要求した。……一八六六年普墺戦役後、ビスマルクは平和条約において今後関税同盟の解約告知期間を半年前にすることを条件とした。……関税同盟の枠内で成長した全小ドイツの経済的絡み合いは弱小諸邦にたいしプロイセンが短期間で既存の経済共同態から再び脱退することを死活の問題と思わしめた。ナポレオンの南部同盟の願望（*Ständewunsch Napoleons*）に直面してバイエルン首相はすでにバイエルンの物質的利益が北方を志向していることにかれの注意を喚起し、一八七〇年にビスマルクはバイエルン王にたいし関税同盟解約告知というダモクレスの剣の脅迫を容赦なく成功をもつて使用した。オーストリー自身は一八六八年に関税同盟との自由貿易的商業協定を承認した」（傍点―引用者）と。

以上、二重の機能をもった鉱業法改革と絡み合いながら進展した『三月後期』ルール石炭鉱業の展開は、一方で南部において従来の小炭坑を広汎に残存せしめ、形成途上の似而非ボナパルティズム社会構成の社会的基盤を

温存するとともに、他方で北部において、新たに資本の抬頭を結果した。しかし、そのさい資本展開の方向は、(販路を中心にした限りにおいてであるが)新たに蓄積基盤が鉄道を通じてベルリン、ブレーメンに開かれ、政策的にも自由貿易路線にくみこまれることにより、ルール石炭鉱業ブルジョアジーを新ドイツ帝国の階級的基盤となるユンカー階級の側におしやり、ユンカー・ブルジョアの結合を結果する方向に作用したのであった。しかも、このことを通じて同時にルール石炭鉱業は新ドイツ帝国創出にさいし、プロイセンがオーストリーを屈服させ、西南ドイツ諸邦を自己の利害關係に包摂するさいの架橋としての役割りをも果たしたのである。このように『三月後期』ルール石炭鉱業の展開はドイツ資本主義構造の特質形成と新ドイツ帝国創出に重大な影響を及ぼしたのであった。

(一) ユング『三月後期 (Nachmärz)』とは一八四八〜七一年の期間を指すことにしたい。この時期は同時に『帝国創出期 (Reichsgründungszeit)』に当る。後者が帝国創立期を中心にする呼称であるのにたいし、前者を『三月前期 (Vormärz)』に対応する『三月革命』を中心とした名称として使用したいと思う。

(2) *Entwickelung. X. SS. 240~241. SS. 243~244. C. Goldschmidt, a. a. O. SS. 78~79.* なお、明治六年〔一八七三年〕七月二〇日のわが国最初の統一鉱業法典である日本坑法のばあい、鉱区面積の広狭ともに別段の制限はなかったが、まず一五年〔一八八二年〕八月九日の太政官布告三八号により濫掘の弊害矯正のため借区面積の最低限が一万坪以上と法定された。ついで三年〔一八九〇年〕農商務省令一三号によりすべての鉱区の最大面積が六〇万坪、約一、九八〇、〇〇〇平方メートルに制限されている(石村善助、前掲書、頁八二、一一二〜一二三参照)。

これとの比較で六五年プロイセン一般鉱業法をみるばあい、①最低面積の規定がなく、最大面積の制限のみが存していること、②最大面積が日本のばあいより大であること、③しかもそれが日本より二五年早く出されていること、の三点が注目される。これらの点は、日本のばあい世界史的発展段階との落差が大きかったため、明治一〇年代以降の石炭市場の急速展開以降大鉱区制の確立が志向され、まず最低限が規定され、ついで最高制限への展開を辿ったのにたいし(偶谷三喜男、前掲書、頁

一一七～一一八参照。なお、日本坑法のもとでの明治一〇年代におけるわが国石炭生産の中心であった松浦地方と唐津地方の鉱区の実態については、同書「頁一五二～一六一を参照のこと」、世界史的発展段階との落差が小であったドイツでは、自然成長的發展に、依拠して、後述のようた『三月革命』挫折との関連で統一的な最大面積制限が法定されるという経過を辿ったという相違を示して、このように思われる。

- (3) C. Goldschmidt, a. a. O. S. 79.
- (4) Ibid. SS. 79～80.
- (5) Ibid. S. 48.
- (6) Ibid. S. 41.
- (7) Ibid. S. 89.
- (8) Ibid. S. 76.
- (9) Vgl. G. Adelman, Die soziale Betriebsverfassung usw. S. 68.
- (10) F. Schunder, a. a. O. SS. 63～64.
- (11) Jürgen Kuczynski, Die Bewegung der deutschen Wirtschaft von 1800 bis 1946, 1948. Meisenheim am Glan. SS. 69～70. S. 77. 高橋正雄「中内通明訳『ドイツ経済史』一八〇〇年～一九四六年』頁八三～八四、九三～九四参照。
- (12) F. Schunder, a. a. O. S. 75. キン・シヨマンロン法については、三川一『最新採炭学』上巻、頁五二三～五二四を参照。
- (13) F. Schunder, a. a. O. S. 76.
- (14) Die Gratschaft Mark. S. 602. F. Schunder, a. a. O. S. 79.
- (15) Die Gratschaft Mark. S. 602. F. Schunder, a. a. O. S. 84. S. 101. G. Adelman, Die soziale Betriebsverfassung usw. S. 48.
- (16) F. Schunder, a. a. O. S. 85.
- (17) Die Gratschaft Mark. S. 602. G. Adelman, Die soziale Betriebsverfassung usw. S. 48.
- (18) F. Schunder, a. a. O. S. 83.
- (19) Die Gratschaft Mark. S. 603. F. Schunder, a. a. O. S. 110.

- (20) F. Schunder, a. a. O. S. 122.
- (21) Die Grafschaft Mark. S. 597. F. Schunder, a. a. O. S. 205.
- (22) Entwicklung. X. SS. 119~120. F. Schunder, a. a. O. SS. 205~206.
- (23) F. Schunder, a. a. O. S. 206.
- (24) Die Grafschaft Mark. S. 598. F. Schunder, a. a. O. S. 203. S. 206.
- (25) Die Grafschaft Mark. S. 566. F. Schunder, a. a. O. S. 205.
- (26) Die Grafschaft Mark. SS. 598~599. F. Schunder, a. a. O. S. 208.
- (27) F. Schunder, a. a. O. SS. 207~208.
- (28) Die Grafschaft Mark. S. 599.
- (29) Ibid, S. 601.
- (30) Ibid. S. 599. S. 601. F. Schunder, a. a. O. S. 206.
- (31) J. Hansen, a. a. O. SS. 735~736. Die Grafschaft Mark. S. 599.
- (32) Die Grafschaft Mark. S. 601. N. J. G. Pounds, a. a. O. p. 71.
- (33) F. Schunder, a. a. O. SS. 206~207.
- (34) N. J. G. Pounds, a. a. O. pp. 67~70. F. Schunder, a. a. O. S. 208.
- (35) C. Goldschmidt, a. a. O. S. 60. 大野英二『ドイツ金融資本成立史論』頁六四以下、同『ドイツ資本主義論』頁一三七以下参照。
- (36) N. J. G. Pounds, a. a. O. p. 71.
- (37) W. Zorn, a. a. O. S. 262.
- (38) N. J. G. Pounds, a. a. O. p. 71. 西南ドイツ市場が五〇年代においてライン工業にとり、いかに重要であったかについては、渡辺尚『産業革命期ライン・ヴェストファールンにおける社会的分業の展開——国内市場のドイツ的形態に関する一試験——』、土地制度史学第三三三号、頁三九参照。なお、Vgl. W. Zorn, a. a. O. S. 262.
- (39) F. Schunder, a. a. O. S. 208.
- (40) N. J. G. Pounds, a. a. O. pp. 71~72.

- (42) *Ibid.* p. 71.
- (43) F. Schunder, a. a. O. S. 214.
- (44) 渡辺尚、前掲論文、頁三四～三六参照。なお、東部よりの穀物の集散地はミュンスターであった（頁三六参照）。
- (45) 松田智雄『ドイツ資本主義の基礎研究』前篇3、を参照。W. Zorn, a. a. O. S. 259.
- (46) 北条功「ドイツにおける鉄道建設と「産業革命」」、学智院大学政経学部研究年報9、頁三二三参照。W. Zorn, a. a. O. S. 260.
- (47) 拙稿「一八世紀後半および一九世紀前半におけるライン・ヴェストファーレン鉄加工業の発展と市場構造」、立命館経済学第二巻第二号、参照。
- (48) Norbert Mühlen, *The Incredible Krupps. The Rise, Fall, and Comeback of Germany's Industrial Family.* New York. 1959. p. 44. N. トーノン、江藤淳訳『クルップ五代記』頁四五参照。
- (49) Walter Dörbitz, *Bochumer Verein für Bergbau und Gusstahlfabrikationen in Bochum. Neun Jahrzehnte seiner Geschichte im Rahmen der Wirtschaft des Ruhrbezirks.* Düsseldorf. 1934. S. 111. S. 116.
- (50) なお、鉄道を通じて販路がヘルリン、ブレーメンに開けたことがルール石炭鉱業自身の展開にたいしても重大な作用を及ぼした。すなわち、このことによりルール石炭鉱業は、エルベ河以西地域における本来の消費資料生産部門にたいする生産手段生産部門の蓄積テンプ凌駕という資本制的再生産過程における法則に加えて、エルベ河以東地域に最広義での国家市場が開けることにより、これに依存することによる不均等発展が加重され、鉄とともに他産業部門にたいして超絶的な位置にルール石炭鉱業を肥大化させることになったのである。この点については、肥前栄一「産業革命のドイツ的形態——産業構造把握の視点からの一試論——」、土地制度史学第三九号、頁二九、の鋭い指摘を参照のこと。また、炭坑共益協会による販路開拓努力の結果についてみておくならば、六五年末には石炭価格が上昇を示し（*Die Grafschaft Mark*. S. 603.）七三年恐慌を転機としてその努力目標が従来の販路開拓と貢租軽減から企業（「鉱区」）の合併集中および販売の集中と規制（「カルテル、シンジケートの形成」）へと変化するという経過を辿っている（F. Schunder, a. a. O. S. 213.）。
- (51) ライン・プロイセンと西南ドイツ諸邦との間の純経済的関係については、渡辺尚、前掲論文、および W. Zorn, a. a. O. SS. 261～262. を参照のこと。
- (52) W. Zorn, a. a. O. SS. 256～257.